

第二十四回

○経済自立方策に関する調査の件
(科学技術行政に関する件)

○委員長(三輪貞治君) たいまいより

まず初めに輸出保険法の一部を改正

側より提案理由の趣旨説明を願います。

○政府委員(川野芳滿君) たいま提

する法律案につきまして、提案の理由

御承知のように、昭和二十五年に輸

險法が制定せられて以来、数度の

種類の保険制度を実施しております。

南アジア等に対する本邦人の技術提供

に行われる実情にかんがみまして、こ

の一部を、保険によつてカバーして本

現行輸出保険法に所要の改正を加える

次に、改正点の概要を御説明いたします。

現行法の目的は前にも申し

を中心としており、また、前述のよ

文外取手の発遣をはかるためにはこれを
とらざる必要がありませう。

昭和三十一年二月二十四日【参議院】

ましたが、その内容につきまして若干補足して申し上げたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、現在一般の貿易振興をはかりますために、六種類の輸出保険制度が行われております。ところが最近中南米、東南アジア地域に対しては合併事業への出資、あるいは技術の提供、建設事業の請負

ら受は取り済みの配当金、補償金、元本処分金等を差し引いた額を限度とするということになっております。料率は一年につきまして、大体契約保険金額百円につきまして一円五十銭というところで定めたいと存じております。

次は、輸出代金保険制度の拡大でございますが、輸出代金保険制度は、プ

等、種々の経済進出が多くなつて参つておることは御承知の通りでございます。それらの経済進出につきまして不測の事故が発生いたしました場合、その損失をカバーいたしますために海外投資保険制度を創設し、または現行の輸出代金保険制度を拡大するため、輸出保険法の改正を行おうとするものでございます。

ラントの輸出代金、またはこれに伴う技術提供の対価を対象としたしており、これを拡大いたしまして、ブランド輸出を伴わない技術提供の対価及び海外建設諸負代金等も対象に加えたいと考えております。この場合填補率は損失の八〇％を考慮しております、従来のブランド類につきましては九〇％でございますが、これは若干物

次に、改正の内容につきまして御説明申し上げます。まず第一に海外投資保険の新設でございますが、この制度によりましてカバーされます担保危険は、まず外国政府による株式の没収、取用あるいは戦争、内乱、革命等による企業の解散または一定期間以上の事業休止がありまして、株式等の喪失または処分によつて損失が発生した場合これをカバーしようとするわけでございます。で、その塩率率は差し

の輸出を伴つておらないという点におきまして危険率が多いということも考えまして八〇%とした次第でございます。なお、料率につきましても、従来のプラント類の場合におきましては、プラント類におきまするものに比較いたしまして五〇%増しを考へております。

次に、本制度の改正と三十一年度の予算関係でございますが、輸出保険の引受限度は特別会計の予算総則で規定

めることにいたしております。で、増補される損失の限度でございしますが、これは法律案によりますと、非常に複雑な書き方がしてございますが、これを要約して申し上げますならば、投資額あるいは時価のいずれかの低い方か

をいたしておりますが、その引受限度を対しまして輸出代金保険制度の改正によるもの四十億円、海外投資保険の新設によるもの三十億円を新たに追加をいたしたいと存じております。

なお、この制度は全く新しい制度でございますが、根本的に考えますと、

従来のプラント類の輸出と実質的に
いては非常に関連の深いものでござい
まして、海外に投資を行います場合、
それに伴って必ず相当額のプラント類
の輸出がその結果関連して行われる
という実情でございます。

なお、本制度の改正につきまして諸
外国の立法例等も参照いたしてみまし
たのでございますが、最も参考となる
べきものは米国のMSA援助法による
海外投資に関する保険制度でございま
す。

なお、本制度の填補率が非常に低い
こと、あるいは料率がやや高いこと等
につきまして、業界方面でも問題があ
るのでございますが、これにつきまして
は、今後新しい制度でもございまして
で、今後の運用の実際によりまして十
分この点は考慮いたして参りたい、こ
のように考えております。

概略本改正の内容につきまして御説
明申し上げた次第でございます。

○委員長(三輪貞治君) 本案の質疑は
次回から行うことにいたしたいと存じ
ますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(三輪貞治君) それではさ
う決定いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に、派遣委
員の報告を議題といたします。

まず第一班から御報告をお願いします。
深水六郎君。

○深水六郎君 それでは第一班の視察
の報告をいたします。派遣されました
委員は深水委員と藤田委員の二名であ
りまして、二月十三日から十六日まで
の四日間をこれに充てたわけございま
す。

まず、視察しましたところを順次申
上げますと、大阪南部の綿織物工
場、堺市、尼崎市の中小機械工場、尼
崎市の地盤沈下の状況、広畑製鉄所及
び関西電力の尼崎第一発電所、姫路火
力発電所でありまして、このほかには百
貨店問題及び機械工業関係につきまし
ては関係者の意見を聴取する機会を得
ることができたのであります。

次に、各視察箇所について御報告い
たしたいと思ひますが、報告の便宜の
ために機械関係、機械関係、百貨店関
係、最後に尼崎市の地盤沈下の状況と
いう順に御報告いたします。

第一に、機械関係でございますが、
今回参りましたのは、大阪南部の機械
地でありまして、当地の規模は協同組
合の資料によりまして、組合員数四百
四十八名、機械台数二万三千三百七十
平均の台数が四、五台ということに
なっております。なかんずく十台未満
の業者が四〇%、五十台未満が八〇%
を占めているのが実情でございます。

敷布業者に至りましては全部が五十台
未満、十台未満は七四%という零細な
ものでございます。従いましてその生
産は紡績及び商社の賃機が半分以上と
なっております。ここではきわめて短
時間でございますが、当地といたしま
しては比較的大きな工場でございます
したけれども、紡績兼業工場と織布専
業工場を視察し、その後関係者から若
干の要望を聞きまして、そのおもなる
点を申し上げますと、第一点は、織維
設備の調整の方法としては、紡維につ
いては買い上げよりも格納だけにした
方がやりやすくなるだろうというよう
な意見でございました。

第二点は、法律で織維設備を調整す
ることに賛意を表するが、旧設備を
買い上げてもらって新設備に入れかえ
たいということでありました。

第三点は、買い上げ資金の業者の負
担分についてであります。織布業者
は十台未満の業者が相当数あるので、
十台未満のものに對しても負担しても
らえるよう明確にしてもらいたいとい
うことでございました。

第四点は、織維設備の調整は、長い
期間にわたって実施するのでは、その
効果が非常に少なくなるであろうと思
われまして、きわめて短期間の間に
できれば一年間でやってもらえるよう
に希望するということでございます。

次に、機械工業の関係でございます
が、機械関係としましては、堺市のミ
シン中金製作の東北工作所、尼崎市内
の歯車メーカー、大阪製鋼造機及び工
作機械メーカー、大日金属の三工場を
視察し、後、関西の機械業者の代表の
方々から、機械工業の振興に関する意
見を聞いたのでございますが、そのお
もな意見を申し上げますと、機械工業
の振興に関する法律が考えられる場合
には、次の点を考慮してもらいたい
というのであります。

第一点は、機械工業界は担保力も少
く、機械も陳腐化しているもので、開
行融資の条件を緩和して、特に増し
担保とせずに、持ち込み担保にしても
らいたいという点でございました。

第二点は、特に中小企業が多い機械
工業界においては、設備更新の資金が
ありませんので、資金のあつせんを強
力に行い得る措置を盛り込んでもらい
たいということでございます。

第三点は、審議会の構成はその人選
に慎重を期し、中小企業者の意見を反
映できるようにしてもらいたいという
点でございます。

第四点といたしまして、認定工場の
制度が盛り込まれるといたしますなら
ば、業者にとつてはきわめてデリケー
トな問題と思われまして、これが運
用にあつては、特に注意してもらいた
いという要望が出ておりました。

ついでに申し加えますと、中小企業
に對する政府の援助は、実際には効果
が少いというのが過去の通例でありま
したが、今回は特に中小企業の育成と
いうことに重点を置いて考慮してもら
いたいという意見もございました。

第三は、百貨店の関係でございます
が、百貨店関係につきましては、大阪
商工会議所で、百貨店側の代表者と小
売商側の代表とに分けて、別々に
意見を聴取いたしました。その主なもの
を簡単に申し上げますと、まず百貨
店側では、第一といたしまして、局部
的な制限法を作つて、百貨店を抑える
のではなくて、逆に中小商業を伸ば
し、百貨店に負けないよう積極的に育
成してやるべきであり、そのためには
百貨店法よりもむしろ商業法ともい
うべきものが必要なのではないかと、た
とえ条文を修正しても、百貨店法を法文
化すること自体に反体なのでございま
して、商業活動調整委員会その他の機
関を作つて相互の連絡をとれば、目的
は十分に達成できるように思うとの意
見でございました。

なお、どうしても百貨店法を制定す
るといふならば、次の点を考慮して
もらいたいということでございます。

その一つは、百貨店の定義が、床面
積千五百平方メートル以上になつて
いるようでございますが、これを千平方
メートルまで下げてもらいたいという
ことでございます。第二点は、審議会
の運用について、百貨店の営業時間、
休日等は、各地でいろいろ事情が異
なつておりますから、各地の事情を理
解している人が運営し、不公平になら
ないよう留意しますとともに、特に大
都市と地方との二段がまえの規制がで
きるようにしてもらいたいということ
でございます。第三点といたしまし
ては、経過規定として、少くとも三カ
月の余裕を置いてもらいたいという要
望が述べられておつたのでございま
す。

に、中小商業者の団体にも聞くよう明記してもらいたいということ、あわせて罰則を強化し、三百万円以下の罰金、一年以下の懲役としてもらいたいという要望も出ておりました。

次は、尼崎市の地盤沈下の概況でございますが、尼崎市の地盤沈下の実情を概観いたしましたので、最後にその状況を簡単に御報告申し上げます。

尼崎市の地盤沈下の原因は、一日当たり十万吨以上に及ぶ地下水に依存しなければならぬ現状にありまして、しかも尼崎市の地層は軟泥層で、その厚さも非常に大きく、その軟泥層の水分含有率も高いために、脱水の結果による圧縮の度が大きくなっているのをごさいます。加うるにこの過剰くみ上げのため、地下水位は表面下十六メートル、深いところでは三十五メートルまで低下し、塩水浸入を不可避ならしめておりますとともに、たくさん井戸が接近してありますために、地盤沈下を一そう激しくしているように見受けられたというところでございます。沈下量は昭和十年から二十八年までに一メートルに及び海岸部では一・八メートルから二メートルにも達しておる現状でございます。工場施設の水の中あるいは地中埋没、精密機械の基礎のひずみによる使用不能の現象を呈していることはもちろんのこと、台風、豪雨による浸水地域も拡大して、昭和九年の室戸台風のときには市の三二%が浸水したのに対し、昭和二十五年のジェーン台風の際には四五%に及んだのでございます。

これが対策としては、すでに台風による高潮侵入のための防潮堤が設けられておりますが、水源の不足量につ

いての措置が急がなければならないものと考えられるのでございます。地下水の対策としては、尼崎市では地盤沈下を防止する観点から、一日当たり十万吨の能力を有する工業用水を布設しようとして計画しております。しかし現在の用水準備は地下水で二四五十銭ないし三円、工業用水道で三円五十銭になっておりますので、地下水から工業用水道に転換するためには、少くとも経済的に倍の費用が要求されるのでございます。そのために所要資金と国庫の補助の額が計画の成否にかかっておるようでございます。

以上簡単に申し上げますが、今回の視察に当りましては、現地のたくさんの方々に御多忙中にもかかわらず非常に熱心に私たちの視察あるいは意見の聴取に御配慮をいただきましたことをお礼申し上げまして御報告を終わりたいと思っております。

○委員長(三輪貞治君) 皆さんにお諮りいたします。次に第二班の報告をお願いするわけですが、かねて海野三朗君より要求されておりました科学技術行政に関する件について、政府委員の方が見えております。なお根本官房長官並びに浅井人事院総裁もすぐお見えになる予定でありますので、時間の関係で第二班はあとに譲りまして、この件を先に議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(三輪貞治君) それでは、科学技術行政に関する件を議題といたします。

○海野三朗君 この一國の興隆と申しますか、平和になりましてからは、輸

出貿易、すなわち科学技術に重点を置かなければならない現状であると私は思うのでありますが、そうしまして、通産省はもちろんです、そのほかの各省の技術官と事務官との待遇のことを私が比較いたしました。技術官といふものが、つまり事務官とははなはだしき差別待遇を受けておる。これは吉田内閣のときにも私は発言したことがあつたのでありますが、これを改善するに至らずして、次の鳩山内閣になった。内閣がかわっても相も変わらずこの技術者といふものは下積みになつておる。こういうあり方になりますから、通産行政に例をとって見ますと、石炭の合理化法案、あんな法案を出さなければならぬのはなぜであるかと申しますと、ひとえに技術方面の行政に非常に欠けておるものであります。つまり石炭のブームの時代において、すでに石炭の掘り方については石炭局長は改善を指示しなければならぬ。ところがその石炭局長というものは、大体もう事務官で占領されておるというやうなことで、技術官といふものを非常に冷遇しておる。こういうふうな状態では私は非常に困るのじゃないか、こういうことを思うのですが、人事院の方ではどういうお考えを持っておられるか、その辺についての一つ御所見を承わりたい。

○政府委員(瀧本忠男君) 今お話しした技術官の問題でございますが、これは各省庁におきまして、どういふ人を、どういふポジションに任用するかというところは、任命権者側の問題によるわけでございまして、従いまして人事院の給与担当部局といたしましては、その結果におきまして給与をどう

いうふうにするかということを主管いたしておる次第でございます。

われわれの方でいたしましては、昇給昇格の問題が、今直接この問題に關連いたすと思うのでございまして、まず昇給については、これは事務官と技術官とを区別しておるということはないのでございまして。ただ、現在の給与法というものは、職務の級というものは十五段階ございまして、次官が十五級、新制大学を卒業しまして六級職に通過してくる者は、いわゆる六級といふように、これはご存じのことと思ひますが、十五段階に分れております。その各職務の級に對しまして俸給の幅といふものがございまして、この俸給の幅があまり広くないのでございまして、従いまして場合にによりましては、一つの職務の級で、上に上れせん場合におきましては、頭打ちになるとか、ワク外になるとかいうやうな事例が起つてくる場合があるわけでございまして。そういうふうになつて参ります際には、これは一般的にワク外になつても、頭打ちになつても、事務官と技術官とを区別しておるわけではございませんが、頭打ちになる場合がもし技術官に多いといたしますならば、その結果はやはりおくれとして現われるということがあろうかと思ひます。ワク内におきましては、昇給上は別に事務官、技術官の差別はいたしておらないのであります。

そういう状況では非常に結果的に工合が悪いのではないかと申すが、人事院といたしましては、現在の給与法といふものはすでにいろいろな点で矛盾がございしますので、これを合理的に解決

する必要があるので、すでに昭和二十八年におきまして、いわゆる給与準則という新しい給与体系を国会及び内閣に勧告いたしておるのであります。その勧告案によりますと、現在の職務の級が十五ありますものを、これを整理いたしまして、七段階にいたす、七つの等級にいたす、そして一つの等級の中におきましては、非常に市の広い俸給表を作っておりますので、おおよそ頭打ちとかワク外ということはおぼつかないといふやうな俸給表になつておるのであります。従いましてもしこういう人事院の勧告しております俸給表を御採用願えるならば、今おっしゃるやうな事務官、技術官におきまして、昇給におきまして結果的に見ても差別があまり現われぬのじゃないかろうかとこのように考えております。

それから昇格の点でございますが、これはすでに御存じのように現在給与法を運営いたしますのに、いわゆる級別定数というものを設けております。たとえば次官十五級であるとか、外局の長官は十五級であるとか、あるいは各部局長級はおおむね十四級といふふうにきめております。これはたとえば技術官につきましても研究所長等におきましては相当数の十五級がおられる、また十四級もおられるといふやうなわけでございまして、實際行政官庁におきましますこの組織上のポジションは現実に相当数の技術官が占めておりますけれども、なおこれを事務系統の人に比較いたしますならば、数は少ないといふことが一般的に言えるのではなからうかと思ひます。まあ建設省のように技術官のポジションが事務

官より多いということはちろんでございしますが、一般的にそういうことが言えるのじやなからうかと思ひます。ところで従来事務官は比較的早く退職されるという機会が多かったために新陳代謝と申しますか、そういう関係で非常に多かったわけではございす。従ひまして一つの職務の級によつて、これは全体の事務官とはなかなか申されないのでございしますが、まああゝ種の事務官におきましては、上のボジションから順々抜けていくという新陳代謝が相当ひんばんでございすので、下の人が上に上っていく機会が多いということになると思ひます。それに比べますと、技術官は、また技術官の中にも種類がございしますが、おおむね在職される年数が長い。従つて上の級がなかなかあがきでできないというやうなことで、上の級に進まれるといわゆる昇格される場合が非常に制限されておるといふのが現在の状況ではなからうかと、このように見て参りますと、昇格の点においていわれる技術官が事務官より總体的におくれとおるといふことは、これは現在の段階においてもあからうかというふうと思ひておりますが、しかし、その昇格につきまして特段の差別待遇をいたしておるといふことではないのでございす。で、もし将来において、現在でもすでにその徴候が現れておりますが、やはり事務官系統の職員に在職が延びて参るといふことになって参りますならば、この状況は漸次技術官の状況に近づいて参るのではなからうかと、このように考へておきまして、現在の給与上の取扱ひにおきましては、昇給におきましては別に差別待遇はいたしておきませ

んし、昇格の問題はこれは人事院が自主的にやる問題ではございせんので、ただボジションに任用されました場合にあとから追つかけていく問題でありまして、その場合におきましても特段の差別待遇をいたしておるわけではございせんが、結果的にあつておるといふのが、現在の状況ではなからうかと思ひております。

で、この技術官優遇の問題はすでにもう二、三年來起つておる問題でありまして、人事院といたしまして、これに對処すべきいろいろ考へておつたのであります。が、はっきりと技術系統の官職であるというやうなものがかつておりましたボジションにつきましては、上位の定数を増す、ボジションにつかなくても、ある程度上までいけるというやうな方法を従来も講じて参りましたし、また三十一年度に對しましてもそのやうな措置をいたしたいと思つておりました。また、研究官職を占める職員並びに医療職員等におきましては、現在職務の級別がございす。が、その級別をいわれるわれわれの言葉でくると申すのでございす。が、くくりました結果、事実さういふ職員に對しては級別の制限がないにひとしいやうな状況に一応するといふことを目途にいたしまして、現在研究を進めておる次第でございす。技術官の給与上の取扱ひにつきまして、これを現在よりよくするといふ問題につきまして、ただいまそのやうに努力をいたしておる次第でございす。

○海野三朗君　しからば私は結果について率直に伺うのであります。この事務官と技官とにこの年次においても明らかにカーブが違つておるのはどう

いうわけですか。こういうことは人事院がよく監督しなければならぬのじやないですか、人事院の使命というのはどういふところにあるのですか。○政府委員(瀧本忠男君)　今御指摘の点でございす。が、現在公務員の給与といふものはやはり初任給といふものが定まりまして、そして昇給あるいは昇格といふやうなことが漸次行われまして現在のその人の俸給が定まつておる、こういう体系になっておりま

す。従ひまして現在ある人がどういふ給与をいただいておるかということ、これは現在の事態だけ押えて議論いたしまして、なかなか解決のつかない問題であります。十年、二十年という過去の給与行政の累積が現在に現れておる、こういうことになるのではなからうかと思ひております。従ひましてただいま申し上げましたやうに、事務官につきましては従来新陳代謝が非常に早かつたということが御指摘のやうな状況を現出しておる一つの状況ではなからうかと、このように考へておるのであります。人事院といたしまして、先ほどから御説明申し上げておりましたやうに、この給与上の結果的に起つておる差等をなるべく縮めるやうに努力しておりますことは、先ほど御説明申し上げた通りでございす。

○海野三朗君　事務官の昇給の仕方、技官の昇給の仕方、また研究所の人たちの昇給の仕方は三本のりっぱな曲線になつて現れておる。事務官の方は群を抜いておる。こういう結果は先ほどお話ししたやうにほかの転勤が早いからといふことを言つておりますが、何ゆゑに転勤が早いのでありましょ

うか、これは昇給を早めるからですよ。技官に比べて半年くらい早い、内規といふものが各省にあるでしょう。その内規といふものはどういふふうになつていまして、高文を通つた者の昇給と技術官の昇給とはどんなふうになつておるのですか、その辺を人事院に一つお伺ひしたい。

○政府委員(瀧本忠男君)　現在問題にされておりますボジションを占めております職員といふものは、おおむね公務員となりまして十四、五年ないし二十年くらい経過しております人たちの話であらうかと思ひます。そうしますと、そういう職員の給与といふものが、終戦前、昭和二十年以前にいろいろの経過をたどつてきておるといふことがあからうかと思ひております。その二十年、終戦前までは各省庁におきまして、この当時は給与法といふものがございせん。勅令でやつておるときでございす。し、相当各省庁におきまして内規等が持たれてまして、その結果において御指摘のやうに確かに事務官の方の昇給が早かつたという事例もあるかと思ひております。ところが終戦後におきましては、給与法といふ法律に基きまして昇給が行われております。それでなおおね勤務成績が悪くない者につきましては、給与法に最短の昇給の資格を得ます期間が書いてございまして、その期間が来れば昇給するといふ状況になっておりますので、この俸給表の幅のワク内にありまする限りは事務官、技術官の差別はなく昇給いたしておるのであります。ただ、ただいま申し上げましたやうに、この上に参ります機会が少いといふことのために、自然この俸給表の幅

のち外に出る場合があるわけではございまして、そういう場合にはこの給与法のワク内にあるものより昇給の速度がおくれるといふことはあるのでございす。従ひまして今申し上げましたやうに終戦前の昇給のやり方、そのことが現在の給与決定に大きな影響があるかと思ひております。が、終戦後におきましてはさうな事務官、技術官の昇給上の差別はないのでございす。

○海野三朗君　そういったしますと、この事務官の方は、全部上にいつてゐるのです、このカーブから見ますと。つまり成績がよかつたからといふやうに各省で臨まれる人もあるかもしれませんけれども、技術官の方はもつとずつと下の方にいつてゐる。こういうふうなことは人事院としては、つまり全体を統へくつたところをよく監督しておられないかと思はれるのですがその辺はいかがなものでございす。つまりこういう事務官を昇給させるといふのはそれがやるかといふと、つまり官房長でしよう。各省の官房長、官房長はみんな高文を通つた連中ばかりです。それでありまして成績がよかつたといつて上げていくけれども、あまりにはなはだしい差と申さざるを得ないのであります。私は今お話ししたやうに、成績がよかつたからさういふものを上げていくのだらうというお話し、それも一理はありましょけれども、技術官はみな成績が悪くて事務官の方だけまゐで人種が違ふかのごとき待遇をやつておる。こういうところを一体人事院としてはどういふやうにお考えになつておるのであります。その辺を私はお伺ひしたい。ただ漫然と給与のこと

を取り締めておられるのか。この技官と事務官との違い、こういうことについてはどういう関心を持っておられますか。ここにもう動かすべからざる結果が出てきているのです。それで事務官の方はまだかつて技官より下に下ったことはない。初めのときはみな同じです。初めのときは同じですが、一年二年、もう二年目から違っておる。もうずっと違ってくる。だんだん違ってくる。そして局長級ぐらいになるともう人と違ってしまう。こういうふうな差別待遇は人事院としてはどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(齋本忠男君) 結果におきまして、まあそういうふうなカーブをかりに引いてみますならばそういう結果が現れておるといことは、まああれわれも十分承知いたしておるんであります。先ほどから申し上げておられますように、なぜそういう結果が現在出ているかというところにつきましては、その結果の半分以上というものはこれは終戦前にそういう状況になっておったというのが現在も残っておるのをごさいます。従いまして一朝一夕にこれを払拭するということはなかなか困難な状況でございするし、また、現在におきましてもなかなかどういうボジションにどういう職員を充てるかというところは、これは各省各庁の任命権者が適当な人を充てられるというところでございますので、人事院としてそれを指図する権限はないわけでございます。従いましてその結果から見ますと、まあ先ほどから申し上げておりますように、建設省のように課長ボジションが技術官の方が多いというのもあるのはありますけれども、おおよ

ね技術官の方が少ないというのが現状でございます。その少ないに加えて、そういう職員が比較的在職が長いということになりますと、下から上に上っていく機会というのが自然少いというのが現在の状況でございます。従ってそういう場合に、先ほどから何回も申し上げておりますように、現在の給与法におきましては、俸給表のワケ外にのみ出すというふうなことが出て、また昇給が与えられるというふうなことがあるわけでございます。従いましてそういう状況は好ましくないと思ひまして、昭和二十八年にすでに人事院給与準則というものを国会及び内閣に勧告いたしまして、かりに職務の上の級にならなくても、十分昇給していけるというふうな俸給表を作るのが適當である。こういうことにおきまして時間の

おくれを相当取り返すことができるというふうな勧告をいたしておるのではありません。従いまして、そういうことを促進していただければ、われわれはいたしましてこの技術官の問題が解決する一助になるのではなからうかと、このように考えております。まあそれだけでやっておっても、人事院はそれでいいとは思ひませんので、まあその新しい給与準則ができました間におきまして、なおかつわれわれの、新しく法律が制定されませんでも、現在やり得る努力があるのではなからうかといういろいろ考えまして、たとえば研究、医療職員等につきましては職務の級をくくるというふうな措置によりまして、上のボジションにつかなくて、職務の級だけは上り得る。従って頭打ち、あるいはワケ外になることを防ぎ得るという措置は従来もとって参

りましたし、今後さらさらそれを強化しよう、このように考えているのであります。で、一般的に給与法におきましては技術官、事務官という区別はいたしておりません。給与法上は従いまして今申しました研究官でありまして、医療技術に従事しておるというものはこれは一般行政職でございます。で、そういうものについてはあとから優遇措置ができるわけでありまして、ところが一般行政官庁におきましては事務官、技術官という区別は現在われわれの方としてはいたしておりませんので、そういう特段の区別はできませんが、しかしある省庁において特に専門職というふうなことで、技術官を優遇するために方途を講ずるというふうなことはこれは考えておられますし、またその一般の行政官庁におきましては、特に技術官としてグループとして取り扱ひ得るような場合におきましてはこれはやはり定数をくくる。あるいは上位の定数を増加するというふうな措置によりまして、役所の責任あるボジションにつかなくても、上級に進み得るような方途を講じておる次第でございます。まあ今後におきましても人事院としてわれわれの権限で、できまる限り技術官の優遇に努めたい、このように考えております。

○海野三郎君 ただいまいろいろる御説明がありましたが、国会の審議を要せず人事院規則によつて二五%の手当、本省におきましてはそういうことをおきめになったので、なお一そうこの試験所方面の人間とは非常な差がここに出現する、待遇の面において。こういうふうなことを、人事院規則をおきめになるときに、どうも実に給与と

言つたら狭いワケの中からだけ考えておられるように私は思つておるのです。が、もう少し眼界を広くして見ていただかないというところ、ますます不均衡になつてきておる、人事院規則においてやつた結果が……二五%だけの職務俸といふか、本省の方においては二五%だけよいになつてきておる。これは本省の事務官がまあそういうふうな恩典にあずかつた者はより以上に上に出ておるし、試験所の方においては、職務の恩典に浴していない、こういうふうな結果、私は人事院につきましてはあなたの方に注意を喚起したい。ことにこういうところにこそ人事院が勧告をしなければいかぬじゃないか、私はこう思ふのです。で、その結果はどうなるかと私は申しますと、軍人万龍の時代には結果がどうなつたかというところ、日本がたたきつけられた。この法科万龍の時代をやつておるといふと、そういう将来の日本がどうなつていくか、そういうことに思ひをいたしますと実に戦慄せざるを得ない感じがするのです。今日少し目ざめてき

てようやくこの科学技術庁を設置しようというふうな案がある。この間も赤坂の公会堂の技術者懇談会に私が列席してみましたが、そのときに各党の代議士の人たちが来て、みんな祝辞を述べられたのでありますけれども、一人もこの待遇の問題について論じておる人はいない。科学技術が非常に必要だから大いにやつてもらわなければならぬなんというところばかり言つたつて、そんなことを言つたつてこの技術者はほんとに盛りに上る気持ちは出てこない。そういうところのその根本を握つておるのは、つまり各省にしてみれば

官房長、また人事院、そういうところの仕事をやつておられる人、おそろしく失礼ですがあなたも事務官でいらつしやるでしよう。で、こういうふうな事務官を偏重するという考えも、それが根本になつておるから、年数早く出ていくのだ、出ていくから……なぜそういうふうに出ていかなければならぬようになるのであるかということ、これをだんだん上まで持つていくから、かけ足して持つていくから、そこにおつてまじめに仕事をするのができない。まず事務次官にしてみれば二年おる事務次官がほとんどいないで、ちよつと便所まで小便をしたぐらいでやめてしまふ。(笑)実際がそうなんです。大てい二年おる事務次官というものは少ない。そういうあり方であるから私はいけないところ思ふので、ここに人事院というものがもつとしっかりしたいわゆる勧告もし、場合によっては注意も与えるだけの親切がなければならぬと思ふ。ここにはつきりと事務官と技官と、それからこの試験所と、差がはつきり出てきている。これは戦争前だけが差があつたとおっしゃるけれども、その後の状況も依然としてその通りなので、こういうことに対して人事院としてはどういう御決意を持つておるか、これを訂正すべくどれだけの御決意があるのか、それを私ははっきり伺ひたい。それでなければ何も人事院の存在の意味はない。人事院というものは非常に大切なものである、私はこの人事院というものがあつて、各省の給与のことなどもちゃんと横から見なければならぬのではないか、こ

ういうふうな考えまするがゆえに、人

事院は、これは最も大切なものである、くさびであると考えておりますが、人事院の御当局はどれだけの御決意をお持ちになっておりますか。この誤れるところの待遇の問題、これを根本からやり直さなければ、科学技術の振興などはとうてい望み得ない。これはつまり待遇の問題です。そういうことに対してどれだけの御決意があるか、私ははっきり御決意のほどを承わっておきたい。ただ給与のあれで帳面づらをただ次から次へと事務的に処理していけるというお考えか。また、各省のこの進級の状況、この昇給の状況を詳しくごらんになっておるのかどうか。それを私ははっきりもう一度お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(齋本忠男君) 今いろいろお話が出ましたのであります。まず最初に一般事務職の上級ボジションを占めております者には二五%の特別調整額が出ており、研究所方面に出ていない、それは非常に不均衡ではなからうかというお話があったわけでありま。この特別調整額というものがどうして設定されたかという経緯をちよつと簡単に説明させていただきますのであります。つまり公務の上級ボジションにおります者は時間的に、たとえば国会の場合でありますとか、あるいは予算折衝の場合でありますとか、なかなか時間が不規則にわたることが多いのであります。そういう場合に、かりに手待ちというふうな時間もあるかもしれません。そういう場合にその待つております時間をみんな超過勤務手当に計算いたしますと、これは膨大なものになります。しかしながら上級ボジションにおきまして

は、そういうことは実は職務内容の本体でありまして、しからばそういうふうなものを一々超過勤務手当というふうなことで考えるということが適當であるかどうかということが問題になりまして、やはりこういうものはもう超過勤務の打ち切り額というものを渡して、それでもう一々時間計算をしない。少くも心がまえにおいては上級官職にありま

す者はその職務に専心するものであるという心がまえが必要なのではなからうかというふうなことから、特別調整額というふうなものを作つたわけでございます。ところでこの発給は超過勤務から発給しておりますので、従来の超過勤務手当の額から増額いたすというふうな措置をとらないで、それを原資といたしましてそれを配分するとい

うような方法をきめたのであります。ところがこの超過勤務手当の予算のつけ方に問題がないかどうかは、これは問題でございますが、現実には予算上ついております超過勤務手当というものは、行政官庁の方が多くて技術官庁に少なかったであります。その結果が当初におきましては行政官庁の上級ボジションには特別調整額がついたのでございしますが、研究所等の所長あるいは部長等にはつかないかという状況でございます。しかしこの特別調整額というものが一ぺんついてみますると、これはやはり超過勤務というふうなものと理解されたい。やはりその職務に対する報酬というふうな考え方が自然出て参るわけでありま。そういう一般的な状況がございするの

年と、これは漸次努力をいたしまして、そしてこの研究所の所長、部長等にもこの制度を漸次及ぼす努力を現にいたしておるのであります。現在十分とは申しませんが、しかし今後におきましてもこの努力は継続して参りたい、このように考えております。

それから次に人事院の給与局長自身が事務官ではないか、おそらくそうだろうというお話してございしたのが、私は実は技官でございします。数学専攻の技官でございまして、従来賃金の問題をやって参りまして現在のボンジションを占めておるわけでありま。従ひまして私自身の私情から申しますならば、技術官優遇ということにつきましては非常な熱意を持っておりま

す。次に人事院といたしましては見ておるだけではないかというふうな話してございしますが、やはりこれは一朝一夕にこの制度を切りかえろと言われましても、なかなか無理な点がございします。それで漸次この順を追ひまして技官の待遇を改善していくという努力をいたそう、このように考えておるわけでございます。現に科学技術の振興というふうなことが非常に広く問題になつて参りますと、こういう問題をやらなからうか、このように考えまして、この後におきましてもこれは私個人だけではございせん、人事院といたしましてはやはり科学技術向上ということが現在の日本にとりましては非常に必要なことである。この観点から技術官の優遇ということは今後大いに考へたい、このように考えております。

か、ああいうふうなものができるといふ運びになつていくというのを聞いておりますが、戦後の日本の再建のため、またこの狭い地域と少い資源しかない日本としましては、何とかして技術の力で立つていくよりわれわれの国は再建できないのだ、これはもう皆が考へておるところであります。国の建設のためには産業の発展をはかるよりほかにないというところはこれはもう戦前から唱えられたことでありま。日本におきましては各官庁とも、これは特にまあ農林省あるいは通産省、こういうふうな技術の相当多岐にわたる行政をやつておるような官庁においてすら、昔から技術官は冷遇されておる。戦争のときのことを思い返しますならば、われわれの戦争、あの第二次大戦はなぜ負けたか、あのときひしひしとわれわれは反省したわけでありまして、軍部と産業人が分れておる、また軍部でも海軍、陸軍は分れて無意味な軍事的な仕事に携わつたというふうなことで、一つはあの戦争に負けたのだ。また技術的な日本の基礎がなかったために、常にわれわれの日本は外国の技術を導入しながら、よく世界の水準まで追いつきながら、これまでやってきた。いよいよ戦争で中断されますならば、自分の力でやていくよりしょうがない。この差が技術の微弱な、弱日本と外国との差があつた原因であつた。戦争中におきましてはかようなことが強く反省されまして、特に戦争末期におきましては相当技術者が優遇されたのであります。官庁におきましては技術者のポストが相当に上まで上つてきて、あのと

き以後その後戦争が済みましてからだんだん経済情勢、一般の情勢が平和な状態に逆戻りしますと、最近では上位のポストがだんだん技術者がのいて、事務官がこれに代つてくるというふうなことで、現在は相当これが戦争末期とは違ふようなことになつておる。われわれよくよく日本のこれから立とうという情勢に向つて、あの技術者の優遇がまた逆転しつゝあるというのを考へますときに、日本の将来の建設のために嘆かわしいことであると思へるのであります。先ほどから技術者は寿命が長いからじくじくと上つていくのだ。事務屋の方は早くやめるからどんどんショート・カットで行くのだということも聞いておりますが、おそろしく私技術者は老齢になるまで使う、しかしながらそれが順繰りに回転していくのでありますから、そう長く勤めるからポストがないというわけじゃないじゃないか。順繰りに古くやれる、また次の人も古くやれる、こういうふうな循環していくのであります。長く勤めるから上り方が早いということ私は私はおかしいのじゃないかという気がするのであります。私は、戦時中フィリピンあたりに行きまして、向うの連中に悪口を言つたのであります。あいつは軍用地では、法律家とか、あるいは医者とかが、かような地位にある人が一番崇拝されている。フィリピン人に対しては、私は、あなたたちはこういうふうなことで国を独立させることはできぬぞ、また大きな国にはなれないぞ、もっと産業人を優遇しない限り、さような学校に行く人も少なくなるし、医者や学校、あるいは法律家の学

校にみなが集合するということになる
と、国の建設ということではできない
ぞ、そう言ったのです。植民地はど
の植民地もそういうような傾向があり
まして、その当時、日本でもやはりそ
うであったのであります。同じ轍を踏
んで、植民地同様の技術段階、あるい
は貧弱産業がまんずするというなら
ばいいのでありますが、われわれ日本
としては、今、何とかして、国の力であ
る技術者を優遇して、これに力をつけ
て、日本の技術再建をはかろうとい
うなら、実際に具体的に技術者をも
つて、このままでは依然として植民地的な後
進国に日本はとどまるのではないか。
この際、もっと人事院におかれまし
て、また各省の人事をやっておる人
たちが、昔の法科万能の時代に立ち
返らないように、一変した施策を講
じなければならぬと考へておるのであ
ります。今の情勢でいいますならば、技
術庁ができまして、日本の技術は展
望しないのじゃないか。私は先年中
共に行きましたが、中共では現在法科
の学校はほとんど作っておられぬ。み
な技術系統の学校ばかりを拡充して
おる。しかも、技術も日本のような大
分の分化はなしに、もっとこまかい
ところまで、石油技術とか、あるいは
石炭技術とか、あるいは電信、電話の
技術、鉄道技術とかという工合に、大
学までがそういうようにこまかく分化
しておる。ソ連においてもそういうこ

とを聞いておりますが、何も、ソ連、中
共をまねるわけじゃありませんが、あ
のような産業教育の振興をやりませ
ん、相当な発展を期待されると思
うのであります。かような隣国の状況
を見ますと、日本がばやばや今ごろ
文科系統の学校ばかりを作つて……
まあ、これは学術の水準が上るのも
けっこうであります。ソ連も、産業教
育を強化したい、そうしなくちゃ
日本はつぶれるぞ、あの国に行きま
して、ひしひしと日本の技術者に大
きく期待する、技術者によろしく頼
む、日本の技術者は今でも相当な水
準にあるのだ、あのような国がいか
にがんばろうと、われわれは何年か
先を進むのだ、常にソ連、中国が三
年進みながら、われわれはまた三年
先を進んでいる、常に世界の優位に
われわれの技術はあつた、かような
ことにしたいという気持ち、日本の
技術者、技術者に期待する気持ちが
強かつたのであります。帰つてみま
すと、まあ戦争末期よりまた後退し
た待遇を技術者が受けておる。か
ようなことでは日本の国はもう立
ち得ないのじゃないか。先ほど申し
ましたように、地域も狭い、資源も
少ない、技術的に進歩するよりし
ようがない。この点は十分一
つ考へていただきたいと思ひます
が、こういうことに対して、どのくら
いの熱意をお持ちですか、人事院の
お気持ちを聞きたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 選参をいたし
まして申しわけございません。先ほど
から人事院の考へにつきましては給
与局長よりだんだんと申し上げた思
つております。ただいまの御論旨に
対しましては、まことにわれわれも
同感に思つております。これからは
さうなつもりで考へておりますが、
たゞ、これは将来の制度の問題に
関すること多いように思つてお
ります。すなわち戦前といふものを
将来いかにいたすべきか、またか
ねて人事院の勧告をいたして
おる、その点に大きな問題が
あるように考へております。

○海野三朗君 たいだいま将来の
問題とおっしゃつたけれども、
将来ではありません。今現実
に、その制度が、つまり事務官
がずつと上の方の職階にい
て、技官が下の方に伸びてい
つて、また、研究者がなおその
上にいて、こういうふうな現実
の姿をいかに見ていられし
や、将来の制度のことじゃあ
りません。この現実の姿に
対してあなたはいかなる御決
意を持ていられるか。

○政府委員(淺井清君) お答えを
いたしますが、現在においても
同じように考へております。た
だいまのお話で將來の問題で
ございまして、さつきお話を
したのでありますが、現実にお
いても同じことではございま
す。現実において、やはり人事
院といふものは、法規のもと
に仕事を処理するよりい
た方がございませぬので、そ
こに問題が若干あるように
思つております。ただ、上
位の課長以上の官職につ
きまして、現在に職階とい
ふものを完全に実施いたし
ておられなために、事務官
と技官とのつきつきな
差がございませぬ。さ
ういふ点から考へても、
なほ一そうその感
を深くするものであ
りますが、こういう
ような意味で差別
待遇をやつてお
る状態に對して、
人事院は今日まで
勧告をせずにた
だ漫然とあぐら
をかいて

ございませぬ。しかし、その他の
ものにつきましては、事務官から
出てもよろしい、技官から出
てもよろしい、かような状態
になっておるわけ
であります。それから第二に
は、級別定数であり
ますが、これは今人事院指令
をもちまして施行して
おるが、大体にお
いて、技官の定数、事務官の
定数といふものはきめて
ございませぬが、しか
し、人事院といたしましては、
部分的に技官と明記して、
特に定数を与えておる
ようなものもござい
ます。それで、現在に
おいても十分努力はいた
しておるつもりでござ
います。ただ、人事院の
やり得るところには限
界がございまして、
どの人をどのポジション
につけるかといふことは、
これはやはり任命権者
の問題になつて参る
ので、そこに問題が
あるかと考へてお
ります。

○海野三朗君 しか
らば、この差とい
うものは、こ
ういふふうな
差がござい
ませぬ。さ
ういふ点から
考へても、
なほ一そう
その感を
深くする
ものであ
りますが、
こ
うい
うな
意味
で差別
待遇
をや
つて
お
る
状
態
に
對
し
て、
人
事
院
は
今
日
ま
で
勧
告
を
せ
ず
に
た
だ
漫
然
と
あ
ぐ
ら
を
か
い
て

い
な
さ
つ
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す
が、
人
事
院
の
存
在
の
意
義
と
い
ふ
も
の
は
ど
こ
に
あ
る
も
の
で
あ
る
か
と
い
ふ
こ
と
を
私
は
思
う
。

○政府委員(淺井清君) 人事院
とい
た
し
ま
し
て
は、
な
し
し
得
る
こ
と
は
や
つ
て
お
る
つ
も
り
で
ご
ざ
い
ま
す。
公
け
に
勧
告
を
す
る
こ
と
も
ご
ざ
い
ま
す
し
よ
う
し、
あ
る
い
は
事
実
上
技
官
の
優
遇
に
つ
い
て、
政
府
も
し
く
は
大
蔵
省
当
局
等
と
交
渉
す
る
こ
と
も
た
び
た
び
ご
ざ
い
ま
す。
た
と
え
ば、
昭
和
三
十
一
年
度
に
お
き
ま
し
て、
人
事
院
と
い
た
し
ま
し
て
は、
勧
告
と
い
う
形
は
と
り
ま
せ
ん
で
ご
ざ
い
ま
す
考
慮
も
い
た
し、
た
だ
い
ま
給
与
局
長
か
ら
申
上
げ
た
か
も
し
ま
せ
ん
が、
研
究
職、
医
療
職
等
に
つ
き
ま
し
て
は、
上
位
の
十
四
級
な
い
し
十
五
級
等
に
お
き
ま
し
て
は、
む
し
ろ
権
衡
を
失
う
く
ら
い
技
術
家
を
優
遇
し
て
お
る
つ
も
り
で
ご
ざ
い
ま
す。

○海野三朗君 私
は
大
体
今
人
事
院
の
方
の
お
話
を
伺
い
た
し
た
が、
官
房
長
官
に
一
つ
私
は
お
伺
い
た
し
た
が、
こ
の
事
の
起
り
は、
つ
ま
り
通
産
省
の
方
が
第
一
に
目
に
つ
い
た
わ
け
で
あ
り
ま
す。
通
産
省
の
方
に
お
き
ま
し
て
は、
課
長
の
数
が
百
二
十
二
人
お
り
ま
す。
そ
し
て
そ
の
う
ち
技
術
官
が
十
二
人
お
り
ま
す。
一
〇
〇
に
ち
よ
つ
と
満
ち
ま
せ
ん。
し
か
も
石
炭
局
長、
重
工
業
局
長、
技
術
官
を
必
要
と
す
る
こ
ろ
に
こ
と
と
く
み
な
事
務
官
が
坐
つ
て
お
る。
そ
の
結
果
が
ど
う
な
つ
て
お
る
か
と
申
上
げ
ま
す
と、
石
炭
の
合
理
化
法
案、
出
さ
な
く
も
い
い
も
の
を
出
さ
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
よ
う
な
状
態
に
な
つ
て
お
る
石
炭
の
合
理
化
法
案、
ま
た
織
維
品
の
今
度
の
機
械
の
整
備
問
題、
あ
る
い
は
ま
た
近
く
は
ミ
シ
シ
ン
の
問
題、
そ
う
い
う
ふ
う
な、
み
な
行
き
詰
ま
り

をきたしておるのは何であるかと申しますと、石炭におきましては、このブーム時代に何とか設備の改善をするとか、あるいは縦坑を掘るとかいう方面に早く指示してやって、出炭の能力を増しておかなければならなかったのではないかと。そういう方面の技術的指導が全然なっていないのです。たとえば織維品にしたってその通り、事務官の万能、法科万能の弊が今日また着々現れてきておるのだ、これをおもいますと、吉田内閣のときから私はやがて申したのでありますが、さらに手が及ばなかった。今度は鳩山内閣において賢明なる皆様方が寄っておられるのでありますから、この事務官と技官との差別待遇、こういうことを何とかして改めていただかなければ、この日本の科学技術振興ということは、幾ら政府が笛吹けども技術官は踊らないのじゃないかと、私はそういうふうに考えるのですが、この点に対して、私は臨時国会のあとから官房長をだいたふ費めつけて参りました。結局のところ、在来習慣がありまして、一朝にしてこれを改められないのかもしれないけれども、このりっぱな科学がこういふふうに進んでおるのです。技官の方はみないけないのです。進み方が悪い。これはなぜであるかといふと、今伺いましたところが、人事院の給与局長の方から、事務官の方は早く移りかわっていくからである、こう言われるけれども、その早く移りかわるという自体が間違っているものである。そうしてお役所というものを足場にして、お役所がすんでしまつてから、今度は民間会社に入つて、それからほんとうの仕事にとりかかるとい

のが、今日までの事務官のあり方であつた。例をあげて申し上げてもいいのだが、それはもう時間がありませんから申し上げません。それでほとんど腰かけなんです。事務官といふものは二年おつた人は少い。一年半か二年足らずでぼんぼんやめていかなければならないようになっておる。下が詰つていかならうというが、詰るようになるのはなぜか、早く給料を上げ過ぎるからである。優遇し過ぎるからである。私はそれに對して官房長官はいかなるお考えを持っていますか。これは何も私が野党でありましてからこう申し上げるのではありません。ほんとうに科学技術の振興、今日これを最も急速に力を入れてやっていかなければならぬのじゃないか、こう思いますがゆえに、第一に根本は待遇の問題である。そうして技術官の盛り上げる意氣をわれわれは要求しなければならぬのだ。こう思ひますから、この点について一つ官房長官の御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(根本龍太郎君) ただいま御指摘になりました点については、私も実は直接に数回にわたつて技術官の諸君からの陳情も受けております。政府といたしましては技術官なるがゆゑに差別待遇をするというふうな方針は全然とっておりません。ただし部長課長というふうな管理職のあれは技術官と事務官といふも平等にやらなければならぬという画一的な指令も、もちろん出しておりません。みな各省庁の権限に基く任命権者がたとえ技術官でありましても、十分に管理能力のある者はこれをその管理の身分につけさせるといふ方向をたどつておるものと承知しておりますが、しかし一般的に言ひまして、これは日本の古い時代から技術官がなかなか管理職に上らないといふ一つの一般趨勢があることは、私も否定できないものと見ております。それで能力のある者は、技術官とそれから技術官にあらずるいわゆる純粋法科出身と申しますが、そういう関係と、特別な差別をつけないようにしようとするに要請しておることは事実であります。今後ともできるだけ能力のある技術者の諸君が十分そのポストが確保されるように、留意するように各任命権者において考慮していただきたいということは数回にわたつて私どもの方からも忠告しておる次第でございます。

○海野三朗君 もう一つ、任命権者と今あなたが申し上げましたが、それは多く官房長であつて、その官房長はことごとく高文を通つた連中をもつて占領しておるのです。技術官でもこの経営の才があればというお話しであります。通産省が通産省であるから何年になつたか、その間に技術官の局長の出ただけであります。ほとんど事務官をもつて占領されておる。これは何も適材を適所に置くというて、この前から通産省の岩武官房長が答弁されておりましたけれども、適材適所はもちろんでありますけれども、あまりひどいじゃないか、いまだかつて局長は通産省の開闢以来一人、二人というくらいしかないの、全部が事務官をもちつて占領されておる。ものは程度問題であります。何も事務官と技術官を対等に交互にやつていけといふのじゃありません。人材がなければ仕方ありません。ありませんけれども、あまりにはなだしい差別待遇と言わざるを得ないのです。幾らひいき目に見ましても、この技術官でなければならぬといふところの課長のいすが、みなことごとく法科出身の者をもつて占領されております。それでありますから、通産行政はなつておりません。それが大きく現われてきたのがまず石炭合理化法案、織維の整備法案、ミシンの問題にしても、私は全部そうだと思うのです。そこから出てきておるのであります。それから、多年の積弊でありました法科万能という考え方を是正するためには、どうしたつて各省の官房長をまず入れかえる必要があるのじゃないかと私は思ふのです。それに対しては、いづれ官房長の方からいろいろ御指示があることだろうと思ひますけれども、それに対してこれを直していくといふ点についてはいかなるお考えがあらましようか。それを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(根本龍太郎君) ただいま海野さんがおっしゃつた中で、任命権者は、これは各省大臣であります。官房長ではございません。そこで今御指摘になりました各省の官房長をいわずに技術官をもつてあつておるよう指示したらどうかといふようにもなつてますが、そこまでの指示は困難でございます。これは十分に御趣旨の点を体しまして、技術官なるがゆゑに特別に差別しないようにすることは、これはできることであります。今も現在そういうふうな注意してはおるのであります。各省とも管理職として適任であるといふ人であるならば、技術官であらうとも、あるいは法科出身であらうとも、その点は公平な立場において任命すべきであるといふように要請しておきたいと思つておる次第でございます。御指摘になりました通産省は非常にそのようでありまして、建設省とかあるいは運輸省、農林省、厚生省等は、かなり技術官の人であるいは局長、部長、あるいは外局の長官を勤めておる者もあるものであります。これは決して政府が特別に技術官なるがゆゑに差別するといふような方針でないことの一つの立証ではあらうと思ひます。

○阿具根登君 ちょっと関連して……先ほどの答弁にちよつと関連して御質問したいのですが、能力ある技術者は引き上げたい、こういうことを言われた。それから今の答弁では公平にといふことを言われた。おそらく今まで数回の国会で公平でない、いわゆる事務官優先にしようといふことはだれもお考えになつておられないと思ひます。そうすると任命権者は大臣だ、大臣は能力のある技術者は公平にこれを見なければいけないといふことになつてきますと、今まで公平にやつてきて能力のある技術者はおらなかつた、このバランスから見れば能力のある技術者といふのはおらなかつた、こういうことがいふと私は思ふのです。その点、それから公平といふことは、そのポストについての公平であらうと私は思ふのです。ところがそのポストは、技術官なる方がいいのか、あるいは事務官なる方がいいのか、あるいは事務官の質問は当然これは事務官がならなければいけないといふ問題が一つあると私は思ふのです。そこで海野委員の質問はこれは事務官に技術官を持てといふは言つておられない。そうするとその公平とい

うもの何か、今日農林あるいは通産等には相当な技術者がいるべきである。その技術者を下に置いて、なぜ上にならねば事務屋を持つてこななければならぬか、それが公平であるか公平でないか、こういうところにくると思うのです。そうすると私は今の答弁では何年たつても、公平であつて、能力のある人はいつでも任命者は任命することになりまして、その答にしかたがないと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 任命権者が技術者なるがゆゑに特に技術者というふうな措置はとつていないものと解釈して、こういう意味でございまして。従ひまして管理職として適當であるといふふうな管理職である大臣が認めますれば、それは技術者であらうとも技術者でない人であつても、任命権者の公平なる判断においてなされるものと私は考えております。この意味で申し上げた次第であります。

○阿久根登君 私はそのにもう一步考へなければいけないところがあると思ふ。その考へは一貫した政府の考へだと思ふのです。それでこういう弊害ができておるから、今そういう質問がされておるのに、同じような答弁をされておるんではこれは直らない、こう思ふのです。技術者でなければ、技術者がやつた方がいいというポストが確かにたくさんあると思ふんですね。ところが事務官でなければいけないポストもたくさんあるはずだ。それをはっきりすることはできませんかと言つて、今のままで任命権者はどうしても法科万能と言われておるやうになつていく、そこを私は聞いておる

のです。

○政府委員(根本龍太郎君) これは人事院の方の御所管になると思ひますが、どのポストは技術者をもつて充てなければならぬというふうな指定することは困難ではなからうかと考へます。要は任命権者であり、行政のその省における責任者である大臣が、どのポストにどういふ人間を持ていくかということ、行政が一番うまくいくかというこの判断にこれは帰するものではなからうかと思ひます。しかし、今いろいろ御指摘なされた点がそういうふうな立場をとつておつたでありまして、人々が常識から見ても非常に少い、この点を是正すべきだといふ御意見だと私は思ひまして、できるだけその御趣旨に沿うように各省大臣が善処していただくやうにわれわれの方でも連絡いたしたい、こう思ひます。

○海野三朗君 ただいまの官房長官のお話の中に、私は何も官房長を全部技術者にかへると言つたわけではありませぬ。この任命権は大臣にありませぬけれども、その資料を準備するのは官房長でございませぬ、私はそこを言つたんです。でありますからどうして自分の方に有利なやうにしか大臣のところに持つていかない。そういうふうでは日本の国としまして全体から私は考へると、まことに遺憾だと思ふのでありまして、一つ場所を変えてみる、そういうことが大事だろつと私は思ふんです。われわれ野党としても今の政府を攻撃するけれども、今度当番がわれわれ野党に回つてきたときのことも考へてみなければならぬ、それはお互いなんです。次に官房長、高文を通つた人

間が資料をそろえて大臣のところへ持つてゆきますから、そういうふうなあり方が私はいけないと言ふんです。今度は反対の、立場を変えた者が公平に資料を提出するやうにしていただかなければならぬといふやうな、私はこういうことを申すのです。任命権が大臣にあることはもちろんであります。大臣が任命するのは、官房長が持つていったところのものが唯一の参考資料になるものでありまして、一つ詳しく技術官の方面の意向といひますか、そういう技術官としてながめておるところのものをばきり官房長あたりが一つ聞いていただきたいと思ひます。そしてまた、ことに鉱山保安局長なんかいふも事務官がやつておる、とんでもない話だ、また通産省にしても重工業局長はやはり事務官、それからまた石炭局長がそうである。そういうふうなあり方が私は日本の現在及び將來を思ひますときに非常に寒心にたえないのです。でその結果がばつばつ現われてきておる。石炭合理化法案をなせ通さなければならぬといひます。その原因はここにあらうか、みなことごとくそのガンをいふものはこの技術者を冷遇しておる、差別待遇しておるやうなところにあるので、官房長官としては何かここに各省に向つて一つ通達でも出して、内示といふことはありませぬけれども、そういうことがないやうにしようといふ一つ通達でもお出しになるお考えがないのであります。ただ漫然とこれをながめていらつしやるお考えでありますか、一つその御所見を私は承りたい。

○政府委員(根本龍太郎君) 御指摘の点は私適當な機会に閣議においてこう言ひたいと思ひます。それから十分、差別待遇のないやうにやつておる、技術者に十分管理職たる資格と能力のある者について、差別待遇するがごとき印象を与えないやうに要請はしておきたいと思ひます。しかし、私が官房長官としてたゞいま御指摘のあつた点を指示する権限はございませんので、よくその点は各省大臣に御意向の点を申し伝えておきたいと思ひます。

○上林忠次君 この問題は昔からの伝統的な技術者輕視といふところから來ておるのでありまして、いかにして法科系統の連中が優位の地位を与えるかといふことを昔からどんな方法でやつていふかといふこと、高文のあの制度であります。高文を通らなかつたら前じゃなく、行政官として一人前じゃなく、あるいは外交官として一人前じゃなく、あるいは片方技術者にはそういうやうな試験がなかつた、國家試験がなかつたんです。試験があるならおれたちもその試験を通じて同じやうに扱つてもらいたいといふことを、ばくちも若いとき言つたんであります。が、さよふ特權を高文でもつて与えてある。これがずっと一生渡つてきまして技術者は下積みだ、これは道具だと、人間扱いしないといふところまで輕視されるに至つたんだろつと思ふのであります。で、法律を適用する仕事は何もかも事務屋がやるんだと、高文を通つた、たんのうな法律家がやるのだといふことになつておられます。それでありますから、現状を見ましても技術

専門、技術以外の行政的な仕事はないのだ、専門的な仕事ではないといふところに技術者、これが課長ぐらいやつておる、あるいは部長をやつておるやうのでありまして、少くとも法律に照らして問題を処断しようといふやうな位置は技術者は一つもやつておらぬ。法律を作るのじゃない、法律を適用するだけでありまして、これらの技術者でもたんのうな人は出てきます。また長年やつていふうちにたんのうになります。さよふ人間をどうして上げないか。先ほど官房長官のお話のやうに、適任者があれば上げられんといふことになつておられますけれども、少くとも法律を使うのやうな位置には決して技術者は上げない。さよふことで、常に技術者は下におると、事務色の多い課課におきましては技術者が二人なり何人なりおる。ところが技術色の多い課課には事務屋は一人もいないといふのが現状じゃないか。私は法科の連中が技術者を下に使うならば、技術者が上にあつて法科の連中を使つてもいいじゃないかと思ふ。そういうやうな実情では今ないものであります。事はさよふやうにもうすに技術者といふのは道具だ、人間扱いじゃないといふやうな現状ではないかと思ふんであります。先般、あすこの會計検査院の増員があらましたときに、今回の増員は、農林省あるいは建設省でやる工事が予算に対してうまくいっていかどうかといふ、あの検査官が足らぬ、うんとこれを強化しなければいかぬといふので、相当増員があつたのであります。その増員のときに部がつふえておられます。この部長は事務屋をもつて充てるという項目が出てきた

のであります。われわれはこういうふう
うに、昔の明治時代ならこういう事態
があった、高文尊重の時代に、しかも
まだ日本が文化国家としては過渡期の
時代でありまして、世界の先進国に追
随しながら、従属しながら伸びておっ
た。その時代ならそういう事態もあっ
たが、今の時代にかような事務官を
もって充てる、なぜかというものを入
れる、こういうような法律はない、一
つもないはずだ。適任者があれば充て
ていいじゃないかということをややか
しく言ったのでありますが、こういう
ふうな気持が全般にみえつつある。
この気持は、技術者は使われるけれ
ども、これを使うのは事務屋だといふ
うな気持があるのであります。この
気持が絶えぬ限り日本の技術者は、
これはほんとうに努力の結果が恵まれ
ない、勤勞意欲もこれで欠けるとい
うことになるかと思ふのであります。幸
い会社の方には官庁と違ひまして技術
者が社長にもなっているし、そういう
ような地位におると、これで私は一つ
安心しておりますが、官庁において
も、この産業を指導する官庁におきま
しても、さような技術者を冷遇するよ
うな格好にしておきますと、いい人間
が集まらない。こんなことじゃ、ほん
とうの産業指導もできないじゃない
か、技術的な指導もできないじゃない
か、これが日本の発展を阻害するもの
であらうと思ふのであります。この際
ほんとうに抜本的にこういうような気
持を払拭して、ほんとうの国の宝であ
る、建国の、産業建設の宝でありま
すところの技術者の優遇ということを考
えていただきたいと思ふのでありま
す。検査院の例を申し上げまして、か

ような気持がだれにもあるんだとい
うところを払拭する手を講じてもらいた
いと思ふのであります。
○政府委員(根本龍太郎君) 現在人事
院で行なっております。これは私より
もむしろ人事院総裁が言うのが適当で
あります。ところが、大学卒業程度の採用
試験が、従来のような高文試験とい
うことでなく、法文系も技術者と同様
な試験を受けることになっておりまし
て、その点は是正されておると存じて
おります。なお、これは私事で恐縮で
ありますが、私は各官庁の技術者を
おる連中から数回にわたってその点
の要望を聞いております。従ひまして
私はそういう事実について相当詳
しく資料を提供されて要請されてお
りますので、事あるごとに私は今日ま
で関係各省の人事管理をやってお
る人々にも要請をいたしておるので
あります。なほ今後とも技術者がで
きるだけそういうポストができる運
営をしてもらいうように努力いたし
たいと思つております。

○阿具根登君 私が最初から言つてお
るのは、先ほど海野委員も言つたよ
うに、たとえ大蔵省関係とか、法務省
関係なんですね。あなたが何ほ公平に
と言われても技術屋を持つてくるこ
とはできません。そうでしょう。そう
で、通産省関係のさつき一例も出
ましたけれども、鉱山保安局長など
は、これは事務屋でできるというこ
とではないのです。これは考えるなら
どうしても技術者ということに私はな
ると思ひます。重工業局長なども、そ
れは事務屋でもできるでしょう、しか
し公平だといつても、そういうふう

に、厳然といえない区画があるわけであり
ます。そこで事務屋が伸びるところを
指定してやるか、見つけてやるか奨励
してやる。そういうふうな奨励しな
ければ公平だといつても、この弊は直
らないといふことを言つておるのであ
りますが、その点についてどういふ
にお考えですか。

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほどお
答へ申した通りでありまして、これは
各省大臣がそういう重要なポストでし
かも技術者をもつてやられた方が、より
行政の能率が上がるというふうに判断
されておるの、今日でもやっておると思
ひます。しかしそれでもなかなか考慮
が足りないというように皆さんが考
えになつておるようでありまして、こ
その旨もよくお話をいたしまして、で
き得るだけ技術者をもつて充てること
の可能なポストについては、特別な考
慮を払うように私から申し上げてお
きたいと思ひます。

○海野三朗君 ちょっと今の質問、私
はこの通産行政が法科万端でやつて
おる結果、近き将来において製鉄合理
化案も出さなければならなくなるで
しょう、製鉄合理化法案も……。私は
そういうことが思われるのです。それ
から石炭合理化法案が……。そういう
ことが出てくるというの、技術行政
に暗がりがいたところでしょう。それ
は何であるかと申しますと、技術官に
してその道に詳しい人が通産行政の掌
に當つていないからだと私は思ひま
す。石炭合理化法案と同様に製鉄合理
化法案も将来出てくるだろうと思ひ
ます。こういうふうな先の見えない通
行政をやつておるといふその根本は、
どうしたつて今の現内閣においては

きりと直していただきたい。私はこ
ういふふうに思ひますので、これは強
く閣議に要望していただくことを願
ひします。
○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記
をとめて。
(速記中止)

○委員長(三輪貞治君) 速記を始め
て。
○海野三朗君 ちょっともう一言総裁
に。ただいまいろいろお話を承りま
した。人事院というものは私は最も
大切なお役所であると思ふのであり
ます。人事院がしっかりしていただ
ければ、これはもう各省群雄割居の姿
で、ただそのワケだけを与えてやつ
て、漠然としておられたのでは困る。こ
れはやはりこの人事院としては各省の技
術官、事務官の待遇、昇給の仕方、そ
ういふものをしっかり見ていただかな
ければならぬのじゃないか。ことに
給与局長は数字専門におやりになつた
といふことを承つてみると、こんな
科学を作ることとはわけない話だ、お
手ものだ。これでは別れていった科
学の先がどうなるか、こういふうな
ういふところを見ていただいてこそ、
私は人事院の存在の意義がある。ほん
とうに人事局なんて小さくしようと
思つて今の内閣が考へておるの、と
んでもないことだと私は思ひます。け
れども、そういうふうなことに
浅井総裁はどういうふうな考へてお
られますか。

○政府委員(浅井清君) 御趣旨に従
つて善処したいと思ひます。ただ
し、これは多少現在の制度に基盤があ
るのではないかと思つております。そ
れはさいせんも申し上げましたが、第

一は、職階制における職務分析がほん
とうにできていないということ、従
つてこのポストにはほんとうに技術者
がいかんやならぬという裏づけが今の
制度ではあまり完全でないのじゃない
か。それが完全にできますれば、私は
たとえ御趣旨には反するようであ
りますが、官房長ということを抑せられ
ましたけれども、この官房長というよ
うなポジションはこれはむしろ職務分
析をすれば、技官よりも事務官のポ
ジションじゃないかと私は思つてお
ります。御趣旨はよくわかつたのであ
りますが、そう思つておられます。そう
いう官房長が技官になつたからうまい
といふような問題じゃない、もっと深
いのじゃないか。つまり職階制にお
ける職務区分を正確にする、そういう
ことです。おのずから技術官をもつて
あてなければならぬといふポジショ
ンははっきりするのじゃないかと思
つております。

それからもう一つは、課長になりま
せんでも、技術官が優遇されるように
する、それはやはり人事院のかねて勸
告いたしておられるような俸給表の
幅の問題でございます。つまり課長に
なり、局長にならなければ給与が上
らないのではなくて、給与準則のよう
な制度をとりますれば、俸給表の幅
がずっと長くなりますから、一生安ん
じて一研究員に甘んじましても、その
給与はずっとはるかに上っていく、こ
ういふ点も必要じゃないかと思つてお
ります。

なお、人事院のことを申し上げて恐
縮であります。人事院には非常に技
術官が多いのであります。そうして人
事院には技官の定員というものは一つ

一は、職階制における職務分析がほん
とうにできていないということ、従
つてこのポストにはほんとうに技術者
がいかんやならぬという裏づけが今の
制度ではあまり完全でないのじゃない
か。それが完全にできますれば、私は
たとえ御趣旨には反するようであ
りますが、官房長ということを抑せられ
ましたけれども、この官房長というよ
うなポジションはこれはむしろ職務分
析をすれば、技官よりも事務官のポ
ジションじゃないかと私は思つてお
ります。御趣旨はよくわかつたのであ
りますが、そう思つておられます。そう
いう官房長が技官になつたからうまい
といふような問題じゃない、もっと深
いのじゃないか。つまり職階制にお
ける職務区分を正確にする、そういう
ことです。おのずから技術官をもつて
あてなければならぬといふポジショ
ンははっきりするのじゃないかと思
つております。

それからもう一つは、課長になりま
せんでも、技術官が優遇されるように
する、それはやはり人事院のかねて勸
告いたしておられるような俸給表の
幅の問題でございます。つまり課長に
なり、局長にならなければ給与が上
らないのではなくて、給与準則のよう
な制度をとりますれば、俸給表の幅
がずっと長くなりますから、一生安ん
じて一研究員に甘んじましても、その
給与はずっとはるかに上っていく、こ
ういふ点も必要じゃないかと思つてお
ります。

なお、人事院のことを申し上げて恐
縮であります。人事院には非常に技
術官が多いのであります。そうして人
事院には技官の定員というものは一つ

一は、職階制における職務分析がほん
とうにできていないということ、従
つてこのポストにはほんとうに技術者
がいかんやならぬという裏づけが今の
制度ではあまり完全でないのじゃない
か。それが完全にできますれば、私は
たとえ御趣旨には反するようであ
りますが、官房長ということを抑せられ
ましたけれども、この官房長というよ
うなポジションはこれはむしろ職務分
析をすれば、技官よりも事務官のポ
ジションじゃないかと私は思つてお
ります。御趣旨はよくわかつたのであ
りますが、そう思つておられます。そう
いう官房長が技官になつたからうまい
といふような問題じゃない、もっと深
いのじゃないか。つまり職階制にお
ける職務区分を正確にする、そういう
ことです。おのずから技術官をもつて
あてなければならぬといふポジショ
ンははっきりするのじゃないかと思
つております。

それからもう一つは、課長になりま
せんでも、技術官が優遇されるように
する、それはやはり人事院のかねて勸
告いたしておられるような俸給表の
幅の問題でございます。つまり課長に
なり、局長にならなければ給与が上
らないのではなくて、給与準則のよう
な制度をとりますれば、俸給表の幅
がずっと長くなりますから、一生安ん
じて一研究員に甘んじましても、その
給与はずっとはるかに上っていく、こ
ういふ点も必要じゃないかと思つてお
ります。

もございませぬ。技術者は全部事務官に任命しております。事務官一本やりでございます。ことに人事院の一番重要な給与局長も技術家出身の事務官でございます。任用局長も国鉄出身の技術者の事務官であったのでございす。ただいまは更迭いたしました。が、そういう事情でございますし、ことに職階の方をやってやりますのが技術家出身の事務官、これが非常に多いのでございす。従って人事院といしましては、十分御趣旨を尊重いたしまして善処できるであらうと思っております。

○海野三朗君 ただいまのそのことにつきましては、総裁は御計画を持っていらつしやいますか。ただそうなればいいとお考えになるだけであるか、またそれに対しては何か立案中でいらつしやるのですか。

○政府委員(淺井清君) それは人事院の立場から申しますれば、第一には職階制というものを完全に実施していただくということ、第二には職階制と表裏一体となつております給与準則というものを実施していただくということでございます。この二つがまあ一番重大な問題であらうかと、かように思っておりますが、ただ、それは今の問題でなくて将来の問題になるのでございす。現行制度のもとにおきまして、さいせんからも申しましたように、人事院といたしましては、なるべく技術者を優遇し得るように、ただ級別定数の問題等におきまして、しよっちゅう大蔵省とも交渉して取れるようにというふうに努力はいたしております。

○上林忠次君 一つ希望を申し上げます。

すけれども、まあ技術者のヘッドになる席が少いから、そういうふうな差が出てくるのが差の大きな原因だということになっておりますが、それでは技術者、純粋の技術者であつて、これはもう管理職になるのは不向きだということやうな人もあらうと思ひます。そういう人に限つて技術的にたんのうな科学者あるいは研究者である、かような人は席がないからといって所得が減るようなことがないように、同じ時期のどんどんとまっすぐに上に上つていった人と同じような待遇がとれるやうに、そのためには技術者全体がそういう工合に頭打ちなしに上つていくといふやうな表はできないと思ひますけれども、何%、全員の二割とか三割とか、その程度にこれは位置に關係なしにぐんぐん上つていく、これは極端に言ふならば、いい技術者ばかりならば全体がポジションに關係なしに上つていく、そうして自分の職務に一生懸命尽瘁するやうにしたいと、このままだとみないやけがなして、そうして仕事ができない。勤労意欲がわかないといふやうなことになるのじゃないか。これは日本の現状としては、何べんも申しますが、大きな産業を興さなければならぬ、発展を期さなければならぬという現状からかんがみますと、何とか喜んで働くといふやうな、まあ位置を与えても、実質的の優遇としてやる、待遇をしてやろうといふことが必要だやうと思ひます。さやうなことも一つお考えいただきたいとして、先の楽しみがあるやうなふうにして引つぱつていっていただきたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) しごく御同感でございます。御趣旨に従つて善処いたしまして、現在におきましても各省の級別定数を定める権限は人事院が持つておるわけでありませぬ。そのときにただ級別定数を与へませんで、特に技術官、専門職といふふうに表示して級別定数を与へておるのもまゝございす。つゞきその範囲内において技術家でないければその級別定数は取れない、事務官は取れない、そういうふうにして、特に技術家のために級別定数を与へておる例もございす。また三十一年度におきましては、研究職、医療職等の上の部分は非常によくしてあるやうに伺つております。まあほんとうのことは、ただいま申し上げましたやうに、職階制、給与準則にかかるとございすけれども、現状におきましては、われわれもたびたび技術者の方から陳情も受けておりますので、まあ人事院の権限でできることだけは努力しておるつもりでございす。

○海野三朗君 ただいまの総裁のお話承りました。この職階制の改善とか、そういうことに對して、現状をもう少し改めていくといふことに對しましてのあなたのお考えを、内閣の方に勧告でもしようといふお考えが、おありになりますか、これはいかがなものでありますか。

○政府委員(淺井清君) この職階制の問題につきましては、非常に私は毀譽褒貶があると思ひます。人事院といたしましては、すでに職階制に関する法律は型が出ておるわけでありませぬ。職階制の完全実施といふことになりますと、それとあらはらなつておる給与表とひつつけませんと、實際は動きませぬのでございす。そこで給与準則を勧告しておるわけでございます。ところが世上におきましては、まあ職階制といふものが非常に悪いものであるといふ考え方もあるやうに伺つております。私どもはそうは思つておりませぬ。これは職階制は必要であるし、民間においても、ほとんど職階制といふものはやっておるやうに伺つております。なお公務員制度調査会等においても、この点に答申もあり、たゞいま内閣の公務員制度調査室について研究中であると思つております。

○海野三朗君 あなたのお考えを、政府に向つて所見をお述べになる、いわゆる勧告でもなさろうといふお考えが、ありますか、ありませんか。

○政府委員(淺井清君) その点は、もう人事院が勧告しております給与準則、あれを実施していただければそれでよろしいのでございす。ですから、もう勧告は済んでおるわけでございます。内閣はこの勧告を受け取りまして、これを公務員制度調査室で研究しておるといふのが現状でございます。○委員長(三輪貞治君) これをもつて科学技術行政に関する件の質疑を終りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) ではさやう取り扱ひます。

○委員長(三輪貞治君) 次に、議事進行上中断をいたしております派遣委員の報告を続行いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に、議事進行上中断をいたしております派遣委員の報告を続行いたします。

○上林忠次君 それではただいまから、第二班派遣委員の視察報告をいたします。

○上林忠次君 それではただいまから、第二班派遣委員の視察報告をいたします。

当班の派遣委員は、三輪委員長、海野委員、上林委員の三名で、阿具根委員が現地参加され、二月十三日から十七日までの間に行われたのであります。まず、視察いたしましたところを順々に申し上げますと、九州電力株式会社建設した刈田火力発電所、刈田港、八幡製鉄所工場、久留米地区工業工場、ブリヂストンタイヤ株式会社工場等を視察したのであります。なおその間九州電力株式会社本社を訪問しては、電力一般概況の説明のほか、電源開発促進法の一部改正の問題について意見を聴取し、また福岡通産局においては局側からは石炭合理化法実施については一般概況を、労働組合代表からは右に關する意見を聴取し、また石炭会館においては日本石炭炭協会九州支部代表、北九州石炭炭業会代表、西九州石炭炭業会代表、市町村代表等からそれぞれ意見を聴取し、また久留米新調整組合事務所においては、福岡県久留米新調整組合代表、福岡県綿スフ織物調整組合代表等から意見を聴取して歸つた次第でございす。

次に、各視察箇所につき日程の順序により御報告いたします。

刈田火力発電所でありませぬが、これは昭和二十八年十月十五日、ワシントン時間でありませぬが、その当日に署名成立をみた火力借款のうち、世界銀行より刈田火力発電所建設資金分として、千二百二十万ドルを借り入れ、これに加えて国内資金二十七億圓を投じて工事に着手して今回完成したものであります。設備機械はウェスティン・ハ

ウスより購入したものでありまして、発電所出力七万五千キロワット、年間発電力量四億一千三百万キロワットアワーでありまして、わが国としては最新を誇る新鋭火力発電所でありまして、なお、刈田火力発電所としては将来発電所出力四十万キロワットを目標としてその工事新設計画を企図しており、従来は第二期計画として、時期は昭和三十三年であります、七万五千キロワット、第三期計画として昭和三十三年十二月五千キロワット、第四期計画として昭和三十三年十二月五千キロワットの計画を樹立しておいたものであります、今回第二期計画七万五千キロワットを変更して、十五万六千二百五十キロワット増設工事計画中であつて、昭和三十三年十一月には運転開始をしたいとの話であつたのであります。

次に、刈田港の石炭積出状況について申し上げます、当港よりの石炭の移出は、昭和二十八年が約百万トン、昭和三十年は百五万一千トンであります、将来は現在計画中の川崎線、これは汽車の線です、川崎線の新設に伴いまして、三百七十万トンの積み出しを可能とする港灣計画中であります。なお、刈田港地区においては、刈田火力発電設備の増設にタイアップしまして、現在の三十万坪の工場敷地のほかに約百二十万坪の工場敷地の拡充を計画しております。またきわめて工業用水にも恵まれておりますので、右の発電電力を利用する新工場の誘致を行い、九州地方の産業の振興をはからんとしておるものであります。

九州電力株式会社の本社におきましては、九州電力の一般概況、将来の電源開発計画、電気料金等についての説明を聞き、ついで電源開発促進法の一部改正案についての意見並びにその他の問題について意見を聴取したのであります、その概要は次の通りであります。

九州地方は水力資源に乏しく、石炭資源に恵まれてはいる関係上、将来も火主水従でいくべきが当然でありまして、ことに最近の新鋭火力発電機械設備等は日進月歩の発達をとげており、建設費用も安くつき、従つて水力発電所建設の場合より電気料金も減額し、これによつて九州地方の産業の振興を招来し、もつて雇用の増大をはかるのが当然であります、この見地から九州電力株式会社では昭和三十四年度までに十四万七千八百キロワットの水力発電開発計画のほかに、火力六十万キロワットの火力開発を計画しておるものであります。

次いで、電源開発促進法の一部改正案のうち、下流増利益の問題につきましても、九州電力としてはこれに該当するものがきわめて僅少であると予想されるものでありまして、その問題は起らないのではないかと思はれるのであります。受益の限度測定はむづかしいので、われわれ業者の間では、受益の範囲内において当時者間の協議を主とすべきであり、行政措置でいけるのではない、立法化には賛成しがたいという意見もあるとの話であつたのであります。また、県営と会社営との競願あるいは復元の問題は、その一部改正以前に解決しなければならぬ問題であると思ふのであります。真に九州のために、また県民のためになるかの見地に立つて考慮されるべきである等の意見が述べられたのであります。

次は、八幡製鉄所の視察であります、が、炭層の豊富な筑豊炭田を背後に控えて、門閥に連なる自然の良港洞海湾を擁して、海外からの原料受け入れ及び製品搬出に好適な地であり、また、恵まれた立地条件を有して、東洋最大の銑鋼一貫設備により鋼材のあらゆる品種を製造しております。内外の需要及び市況に即応した品種を供給し得る弾力性、機動性を持ちまして、特に運輸、造船、建築、造機等の需要に對して各品種をとりまゝとめて応じ得る強味があるものであります。現在東田溶鉱炉六基中三基、洞岡溶鉱炉四基を稼働しており、前者は多少旧式であります、後者は新式でありまして、千トン二基、七百トン二基を有しております。この後者中七百トン溶鉱炉を視察したのであります、最近機械を設備した第四製鋼工場の視察をやつたのであります。ここはストリップ線材工場等圧延部門の拡充に伴う所要鋼塊の確保と製鋼部門の根本的合理化のために米國式近代化を採用した新鋭製鋼工場であります。

次にまた、戸畑ストリップ工場を視察をいたしました、本工場は今次戦争によつて付属設備が半端なままであつて、熱延と冷延の能力にも非常な不均衡がある、輸入機械によつて冷延及び付属設備を補充し、その全幅活用によつて品質の向上と原価の切り下げをはかつて品質のものであります。圧延作業をできるだけ広範に機械化し、生産方法を簡単にし、生産度を高め、高効率、高品位、低コストの製品を作るために研究を重ねられて、旧ブルオーバー式圧延は四重五段、連続式圧延と発達してきたのであります、本工場はこの連続式圧延機で広巾帯鋼、ストリップを圧延する工場であり、また、米國アームコ社の技術を導入した世界に誇る工場、熱間圧延工場、冷間圧延工場、ブリキ工場、亜鉛メッキ工場に大別され、主としてブリキ重鉛鉄板、冷延薄板及び高級仕上げ鋼板を圧延しているものであります。そのおもな部門を視察した次第であります。

当製鉄所としては、第一次合理化工事の結果、昭和二十六年下期銑鉄トン当りコークス使用量九百七十六キロであつたものが、最近六百九十キロとなつて、三割の消費量を減少しております。また、製鋼燃料消費及び製鋼能率につきましては、鋼塊トン当り燃料使用は二分の一に減じたのに、製鋼一時間当り鋼塊生産量一人当りは昭和二十六年におきまして八・七二トンのものが十三トンないし十四トンと画期的に製鋼能率を上げていたのであります。

また戸畑工場におきましては、一及び二冷延帯鋼工場生産高並びに目的一級歩どまり、こういふような一つの級歩どまりという製品の品位であります、一級歩どまりという製品の品位であります、昭和二十七年五千九百五十三トンから二万五千三百三十三トンというふうに、後者につきましては二十九年の七八％から八五％に上つてゐるのであります。その他につきましても相当向上して見ることがあるものであります。

五カ年計画としましては、厚板工場におきましては二、三の工場を一つに併合しまして稼働率を高め、また近代的管理計器を使用することにすれば、切り捨てが少くなり、注文通り延びが平均してむだが少くなるし、なお、上吹転炉装置という装置であります、この装置によりまして短時間に製鋼ができまして高性能を発揮し得るものであります、四十トンの転炉一つが平均しますと百トン四基に相当し、年間約四百万トンの生産量に達するものであります、これに十五六億の資金を要するといふことであります。かように改良をせんとしているものであります。

また、鋼塊は八十ないし百万トンを増産する。銑鉄については、現在二百万トンの能力があるものであります、五カ年後にはこれを三百万トンにする計画であります。

かように設備の改善に努力をしてきたので、國際競争に伍しまして現在の輸出をしてゐるのであります、今後とも合理化、近代化につきまして、目下鋭意計画中でありまして、目下のところ精煉技術としましては世界水準に達しておるといふことを申し上げておきます、今後の問題は粘結炭あるいは原料銑石の補給状況をいかにするかという問題が残つてゐるのであります。

次に、福岡通産局におきましては、局長及び関係部課長並びに石炭鉄業整備事業團九州支部等の代表者から、石炭鉄業合理化基本計画、同実施計画、石炭鉄業整備事業團の炭鉄買上申込状況、坑口の開設状況、合理化工事の進捗状況等につきまして説明を聴取したのであります、その概要は次の通りであります。

石炭鉄業合理化臨時措置法第三条第一項の規定による石炭鉄業合理化基本計画によりまして、昭和三十四年度までに石炭鉄業整備事業團の買収により減

少すべき石炭の生産数量に三百萬トンであります。同法第四條第一項の規定による昭和三十年度石炭鉱業合理化実施計画に基いて同事業団の買取により減少すべき石炭の生産数量は全国合計四十萬トンが予定されておるのであります。当九州地区内における石炭鉱業整備事業団の炭鉱買上申込状況を申し上げますと、石炭合理化臨時措置法施行に伴いまして石炭鉱業整備事業団が買取する採掘権及び鉱業施設の売り渡し申込については、昭和三十一年二月十三日現在におきましては、福岡県が十六件、長崎県が一件、計十七件で、県別の二十九年度年間出炭量及び申込前の一カ月の実働労働者は次の通りであります。二十九年度年間出炭量は十七萬八千三百四十四トン、申込前一月の実働労働者の数は千四百七十七人、かような炭鉱が現在申し込みをしておるのであります。なお、事業団における作業進捗状況を見ますと、本部の審査の結果不適当と認められたものが一件、また本部の審査で適格と認め、評価の段階に入つたものが四件、本部において審査中のものが三件、支部において審査中のものが六件、申込書類の不整のため督促中のものが三件、以上のような状況であります。昭和三十年度全国合計四十萬トンの出炭量を有する炭鉱買上予定のうち九州分十七萬トンの出炭量を有する炭鉱の買上見込みはほぼ順調であると同局は見ています。ただそのうち一番提出が早かったのは、昨年十二月十五日でありまして、現在のところまだ買上終了が一件もないのであります。その点については、公平な価格で買上げるよう公平な取扱いをしなければならぬので、必然的に審査

に必要な資料が複雑にならざるを得ない。その結果、その真正な資料が提出されておらず、その提出を督促すること等によりおくれるものも相当あるものであります。その買上基準に基いての具体的な適正資料としての書類が具備して、これらによって信憑力を得て、公平な価格で買上げを終了しなければならぬと考えて、鋭意努力していると言っているのではありません。さらにその期間が遅延することによって、従業員の問題を惹起するから、彼此考慮して、少くとも原則として申込後一カ月以内には買上げが終了しなければならぬ点を指摘して、その促進方を注意してきた次第であります。

次に、盗掘問題が現在問題になっております。去年の年末以来田川地区に相当数の石炭の盗掘をやる連中があり、これが集団的に行われておるといふような事例があるのではありません。その間に悪質なボスが存在し、取締りの日を免れながら盗掘をやっているといふような問題があります。最近はこの盗掘中に婦女がまじりまして、二名も死亡したというような事例があります。相当取締りを強化してかような不安上訴すべからざる問題の発生しないように忠告を与えて参つたのであります。

また、鉱害問題が最近頻発しておりまして、これにつきましても、局側からは、地方の通産局ですが、毎月保安上の検査をしておると言っておるのであります。最近の頻発する鉱害状況を見ますと、保安検査について欠けるところがあるのじゃないか、昭和三十一年八月以降五カ月間も何ら保安上の検査をしていないのじゃないかというような問題も検討されておつたのであります。監督上の注意を促して参つた次第であります。

それから合理化工事の進捗状況であります。九州地区は二十本でありまして、その進捗状況は三十年度までに九本完成しております。また三十五年度には残り十一本というような計画で進捗を見るはずであります。

それから炭鉱の機械化の推移を見ます。炭鉱の機械化は大へんおくれでありまして、中小炭鉱機械化の促進のための施策が何か打たれなくちゃならぬというような気持がするのであります。

最後に、石炭鉱業にとつては昭和二十九年、三十年は苦難時代でありまして、これを電力料金未払い状況から見ても、昭和二十九年六月には一億七千万円の未払いがあった。また三十二年六月には二億五千万円、その十二月は一億五千五百万円の未払いがあった。本年度は前年度の二千三百五十九万トンの対しまして二千三百五十九万トンの出炭が予定されておりました。外国炭の船賃が上がり、国内炭に有利になつて電力用炭が動き、鉱工業部門が活発で、荷さばき増があったので、少くとも前上の未払いがふえないと予想して、という話があったのであります。

ついで、福岡県労働組合総評議会、副議長勝野登君、また日本炭鉱労働組合九州地方本部執行委員長丸岡吉夫君、その他二氏が出席されたのであります。労働組合代表の意見を聞いたのであります。全炭鉱のうち未払い賃金を有する炭鉱は出炭が悪い。機械化すれば出炭できるものであるから、できるだけ組合の方から機械化するように働きかけておるのが通常であるというような話がありました。

その他大きな問題として買収の期間が長いという点であります。なるべく早く買上げをしてもらいたいというのを希望しております。予告手当、離職金一カ月分ももらえない。それで解雇されて失業保険につながらうとするものが出てくる。この失業問題等をどうしてくれるのかと、かつての本法案の公聴会の席上、救済は政府がやると言明をしていたが不十分であるから、時に失業対策事業をやつてもらいたいというような要望があったのであります。

このほか大手筋炭鉱でも合理化によつて二万何千人かを減らすと聞いているが、五カ年計画は各炭鉱から出されていくのかというような質疑がありましたが、これに對しましては、三十一年度の合理化計画だけは出しては、三十一年度の年度だけでやるかとの質問に對しまして、各炭鉱間の精密な積上作業は間に合わないが、今後できればそれによつて修正することもあり得るとの回答でありました。また縦坑を掘る場合は長期計画でなければならぬと思ふがいつまでとするのか、というようない問に對しまして、なるべく早くとの答が本省の石炭課長からされました。また労働組合が了解しないものは買上げないというのが法の趣旨ではないか、申請されたときに了解しているかどうか。現在は、最初

は買上げ申請の承認も得ないで申請され、買上契約がきまつてから労組に言つて来ても、すでにそのときは承認できないところに追い込まれているのではないかと、買上げ申請を組合側も知らぬで、急に買上げますと言われても困りますというやうなことで、調査の際は幹部等に聞くだけでは困るので、労組関係者に直接に会つて了解を得るようにしてもらいたいというやうな要望があったのであります。また、離職金の支払いは売買契約成立の日の在職を要件とするが、現実問題としては、申し込みと契約成立の日との期間があまり長いから、申し込みの日にさかのぼつて支払つてもらいたい、これが不可能ならば、なるべく早く少くとも申し込み後一カ月以内に買上契約が成立するようにとの要望があったのであります。

ついで、石炭会館におきまして、日本石炭協会九州支部代表伊藤八郎氏外四名、北九州石炭鉱業会代表の藤江泰氏外四名、西九州石炭鉱業会代表石川鉄弥氏外四名、市町村代表等との懇談会が通産省炭政課長、福岡通産局長、総務部長、石炭部長、炭政課長の列席のもとに行われたのであります。まず市町村代表からは、合理化法に對しましては反対でないと思ふ表示をしておつたのであるが、その内容が明確でなく、修正を要望しておつたのであります。その点が明らかになつていない。それは買上炭鉱の鉱賃賠償の件であります。すなわち未発の鉱賃賠償制度が確立していないことに不安を保持している場合、買上げ以後は事業団が全部責任を持つてもらいたいというところ、また石炭業者中には、公租公

課が延納している事実がありまして、これは市町村財政に大いに影響を及ぼしているもので、この点履行されるようにしてもらいたいというように、次に、買い上げによって生ずる従業員の失業問題であります。これは一般の失業問題と別して対策を講ずるようという要望があったのであります。これが実現しないと、右の失業者が市町村に流れ込んで財政の破綻をきたす不安が生じますというような意見が述べられたのであります。業界代表からは、合理化法の適正な施行を期待しているが、これと並行して総合燃料対策、労務対策、資金政策について万全を期してもらいたいという意見が述べられた後、北九州石炭鉱業会及び西九州石炭鉱業会からは合理化法施行法に関する次のごとき要望があったのであります。その第一は、事業団の業務処理について業務処理を迅速化してもらいたいということ、第二は、買取価額の引き上げでありまして、現在の予定でありますところの年産出炭トン当り買取価額二千三百五十円は低い、少くとも三千五百円までは引き上げてもらいたい。これに要する財源の不足は政府資金で充足してもらいたいというようなことであります。第三は、事業団が買取する採掘権の基準につきまして、実情に応じて改められたい。理由は合理化基本計画に定める地区目標の六〇％以下では、これに該当する炭鉱の多くはすでに廃止していると思われるので、その基準によつて三百万トンの買取目的は達せられがたいというような理由であります。

また租鉱権問題であります。買取申し込みにかかる租鉱権炭鉱がその鉱業権者から分離独立するためには、鉱区面積について鉱業法の制限規定、現行十五ヘクタール以上という規定であります。これを排除してもらいたい。すなわち合理化法に特別な規定を追加するか、鉱業法の当該規定を改正するか、何とかしてこういふような租鉱権問題を考慮してもらいたいということ。また次に、債務処理委員会設置促進の件であります。買取代金による債務弁済は当事者間ではなかなか処理が困難であるから、こういうような委員会を設置してもらいたい。次に納付金についてありますが、すでに事業を休止した採掘権者、または租鉱権者については、前年中に出炭実績がある場合といえども、普通納付金の納付義務を免除すること、こういうことをやってももらいたい。次に、鉱区税につきましては、抗口開設の許可を拒否された採掘権区に対する鉱区税は免除すること。次に、合理化法実施の前提条件として次の措置を要望しているのであります。それは石炭需給の安定、合理化資金の確保、旧債の特別処理と金利の軽減、税制の改正、労働対策、かような項目であります。なお、ある業者からは炭鉱の買い上げに当って、その隣接炭鉱に水が流れ込んでくる。その排水設備に多額の金を要するから、この炭鉱も買い上げてもらえないかというような要望があったのであります。炭鉱関係は以上のようなのであります。次に、福岡県の久留米耕の調整組合事務所に参りまして、同耕の組合代表者及び綿スフ関係業者の代表者が集会いたしました。懇談会が開かれたのであります。久留米耕代表者からは、福

岡県久留米耕調整組合は昭和二十八年十二月発足したもので、構成員は久留米耕協同組合員で、組合員は現在三百十二名、なお休業中のものが百十名あります。その四割までが機械大体十台以下であるというように話してあります。戦前の最高生産量の昭和三年の二百三十四万反に對しまして、昭和二十九年にはその二分の一にも達しない約百万反というような不況にあえいでいる状況でありまして、伊豫、備後のものに庄せられて現在窮地に陥っている。五割以上の操縦を行なってきたのであります。目下打開策について努力中であるのであります。なお綿スフ織物につきましては、福岡県綿スフ織物調整組合の代表者から、昭和二十六年三月ごろまでは好況を持続しておたのであります。最良高広幅織機二千七百台、小幅の織機が千八百台、計四千五百台で操業いたしておりましたが、その後経済界が不況になりました。その後経済界が不況になりました。倒産したものが相当になりました。現在では広幅織機千六百台、小幅織機千二百台で操業している。従業員は好況時代の三分の一に減じておる。約三千五百人で操業を続けているというような不況の状況であります。広幅織機一台につきまして一万円、小幅織機一台につきまして五千円というような融資を願ったこともあるが、実現しなかった。かような状況でありまして、炭鉱の場合と同様に過剰設備の買い上げをできるだけ早く実現してもらいたい。そうして工員を短い時間の操業でつないで、この業を続けるのがお願いであります。買上価格の問題につきましては、織機よりも型式、タイプの問題、

それから付属設備の問題、製造メーカーの問題、製造年度、耐用年数等によって差があるのでございまして、これによって適正に算定してもらいたいというように希望しております。実際の買い上げに当りましては耐用年数の古いものは買上値段も安いわけであるから、初年度は予算も減額されたそうでありまして、その古いものうちから買い上げてもらいたいというような意向もあつたのであります。また三隣織物工業協同組合の関係者の話によりますと、買い上げになつたからといって現在失業者がふえるということにならぬ、何となれば遊休機械が多く一割ぐらい買い上げられても、従業員に影響は何らないというような話があつたのであります。当組合の現在生産量の六割は九州、四割はそのほかの販賣されておりますが、今後は九割の機械で豊村漁村のみならず都会に販賣を開拓して、残存機械をフルに稼働できるようにすることを望んでいる、そういうような計画をいふのだということを申し上げておりました。

一番最後に訪問しましたのは、プリダストンタイヤ株式会社久留米工場であります。同工場は東洋最大のタイヤ工場でありまして、終戦後はいち早く機械設備の根本的な近代化に着手してきて、年を追って名実ともに充実してきました。これに加ふるに一九五〇年のプリダストンタイヤの社長一行がアメリカを視察しまして、一九五一年に、グッドイヤーというタイヤの会社がありまして、グッドイヤー社と技術提携協約を結んだのであります。その契約の成立によって、事業の進展にさらに一その拍車を加えたのであります。大体の規模を申し上げますと、当工場におきましては自動車タイヤ、チューブ、それから自転車タイヤ、チューブ、ベルト、それからホース、工業用品、ゴルフボール等を製造しております。単に数量ばかりでなく、その能率も大へんな進歩を上げておるのであります。すなわち設備改善の重点が全自動化に置かれておりまして、品質の均一性、低コストによる合理的な製品を完成せんとしております。大量生産方式の確立、特に合成ゴム、強力人絹処理機構の整備は、来たるべき飛躍を大いに期待されているものであります。アメリカ側は、最初資本参加を主張して参つたのであります。当社は技術参加を主張して譲らず、ついに当社の意向が認められて、米人二名が常駐しておるのであります。しかも、日本の土地に適したタイヤを製造するという目標のもとに、当社は月産八百トン、全国生産量中の三五％を占めており、新しい車の生産量一台について五、六本を基準として生産しておるような状況であります。生産会社の数がこのゴム関係は少ないのであります。すなわち、無理な生産量を作らずに、自給生産をして需給のバランスをおのずからとっておりまして、先の見えない競争を避けているというようなことで、比較的安定した業態であります。昨年百三十億円の生産額であったものが、今年百五十億円の生産額に達するといふ見込みであります。そのうち八割がタイヤで、自転車タイヤは約十五分の一くらい、ただし、金額にしますと一割五

分にもなるというようなことであります。一年の生産高一万トン中の二割を、タイ、ビルマ、マレー、イラン、中近東、東南アジア、南米に輸出しておりますが、この二割を三割に引き上げるべく努力中であります。将来の問題としては、原料として、天然ゴムよりは、合成ゴムが価格が安くて、しかも石油化学の発達に伴い、品質の向上等ものが生産されて供給されるというような状態になるんじゃないかというのを期待しております。

以上であります。調査に對しましては、視察先の関係者から格別な便宜を供与していただきまして、ここに深謝申し上げます。

○委員長(三輪貞治君) これにて派遣委員の報告は終了しました。

なお、以上の報告につき、質疑の通告がございますが、関係当局の出席を待つて、次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記を始め。それでは今日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

〔参照〕

第二班派遣委員報告書

委員長 三輪 貞治

委員 海野 三朗

委員 上林 忠次

期間 自昭和三十一年二月十三日

至同 二月十七日

唯今から第二班派遣委員の視察報告を致します。

当班の派遣委員は三輪委員長、海野委員、上林委員の三名で、阿具根委員が現地参加され二月十三日から十七日迄の間に行われたのであります。

先づ視察致しました所を順次に申し上げますと、九州電力株式会社が建設しました苅田火力発電所、苅田港、八幡製鉄所工場、久留米地区機業工場、ブリヂストンタイヤ株式会社工場等を視察したのであります。尚その間九州電力KK本社を訪問しては電力一般概況の説明の外電源開発促進法の一部改正問題について意見を聴取し又福岡通産局においては局側からは石炭合理化法実施についての一般概況を、労働組合代表からは右に關する意見を聴取し、又石炭会館においては日本石炭協会九州支部代表、北九州石炭業代表、西九州石炭業代表、市町村代表等から夫々意見を聴取し、又久留米耕調整組合事務所においては福岡県久留米耕調整組合代表、福岡県綿糸物調整組合代表等から意見を聴取して帰った次第であります。

次に各視察箇所につき日程の順序により御報告致します。

苅田火力発電所は昭和二十八年十月十五日(ワシントン時間)署名成立を見た火力借款の中、世界銀行より苅田火力発電所建設資金分として一、二〇万弗を借入れ加之国内資金二七億円を投じて工事に着手して今回完成したものであります。設備機械はウェスチングハウスより購入したものであります。発電所出力七万

五千KW、年間発電力量四一三、一〇〇、〇〇〇KW Hであり我が国としては最新を誇る新鋭火力発電所であり。苅田発電所新設工事の概要は次の通りであります。

(一) 工事内容 七五、〇〇〇KW 発電所新設工事

(二) 建設資金 国内資金 二七億円 外資 四〇億円

(三) 工程の概要 敷地埋立着工 昭和二十七年七月 汽機据附開始 昭和三十年四月六日

汽機発電機据附開始 昭和三十年五月一日

発電所出力

品別別貨物移出入量

年 別	移出入会計	移 出		移 入	
		計	移	計	移
昭和二十六年	一、三六、一〇三、四〇五	一、〇六、八六三	(四、四四四)	三、三三三	三、三三三
二七	一、三六、三三三	九三、四四六	(三、二二二)	九三、四四六	九三、四四六
二八	一、四一、八六六	一、〇六、八六六	(五、八〇〇)	一、〇六、八六六	一、〇六、八六六
二九	一、四一、八六六	一、〇六、八六六	(五、八〇〇)	一、〇六、八六六	一、〇六、八六六
三〇	一、四一、八六六	一、〇六、八六六	(五、八〇〇)	一、〇六、八六六	一、〇六、八六六
三十一	一、四一、八六六	一、〇六、八六六	(五、八〇〇)	一、〇六、八六六	一、〇六、八六六

(註) 移出セメント数量には輸出セメント()書き数量を含む。

苅田港地区においては、苅田火力発電設備の増設にたいアップして現在の三十万坪の工場敷地の外に約百二十万坪の工場敷地の拡充を計画して居り又極めて工業用水にも恵まれて居るので右の発電電力を利用する新工場の誘致を行い九州地方の産業の振興を図らんとしているものであります。

第一期工事出力 七五、〇〇〇KW 年間発生電力量 四一三、〇〇〇、〇〇〇KW H 年間使用石炭量 二三一、〇〇〇吨

尚苅田火力発電所としては将来発電所出力四〇万KWを目標としてその工事新設計画を企図して居り従来は第二期計画として(昭和三十三年)七百五十万KW、第三期計画として(昭和三十五年)一千二百五十万KW、第四期計画として(昭和三十七年)一千二百五十万KWの計画を樹立して居つたのであります。今第二期計画七万五千KWを變更して十五万六千二百五十KW増設工事計画中であつて、昭和

三十三年十一月には運転開始をしたといふ話であつたのであります。次ぎに、苅田港の石炭積出状況について申し上げますと、当港より石炭の移出は、

昭和二十八年 一、〇〇六、八三七屯
昭和二十九年 九一三、四四六屯
昭和三十年 一、〇五一、二二七屯
であるが将来は現在計画中の川崎線の新設に伴い三七〇万屯の積出を可能とする港灣計画中である。尚昭和二十八年以降昭和三十年に至る苅田港統計は次の通りである。

九州電力株式会社の本社においては、九州電力の一般概況、将来の電源開発計画、電気料金等についての説明を聞き、次いで、電源開発促進法の一部改正案についての意見、並其の他の問題についての意見を聴取したのであります。其の概要は次の通りであります。

九州地方は水力資源に乏しく、石炭資源に恵まれている關係上、将来も火主水従で行くべきが當然であります。

殊に最近の新鋭火力発電機械、設備等は日進月歩の発達を遂げて居り、建設費用も安くつき従て水力発電所建設の場合より電気料金も減額し之により九州地方の産業の振興を招来して之によつて雇用の増大を図るのが當然であつて、此の見地から九州電力KKでは昭和三十四年度迄に十四万七千八百KWの水力開発計画の外に火力六十万KW余の火力開発を計画して居るものであるとの話があ

平均品位 (リール)	平均生産 トン	平均生産 率	地域
六、五〇〇	二、五三	北海道	
五、一〇〇	三、七〇	常盤	
五、三〇〇	三、二〇	東部本土	
五、一〇〇	三、五〇	計	
四、六〇〇	六、五〇	山口有煙	
五、一〇〇	八、二〇	山口無煙	
五、二〇〇	八、三〇	西部本土	
四、七〇〇	六、七〇	計	
六、五〇〇	二、五三	北松強粘	
七、四〇〇	七、九〇	草	

六、四〇〇	三、七〇九州その
六、三〇〇	三、五〇計
六、一〇〇	三、五〇全
	国

2、工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に関する事項

(1) 立坑開きく工事
昭和二十九年以前から継続
昭和三十年から昭和三十一年
所要資金 三、二〇八百万円

(2) 一般合理化工事

工事種別	所要資金 (百万円)	内
開 発	三、四八七	新地域発展および調査関係工事
設備改善	三、五八八	運搬、採炭、送炭、通気、排水等の合理化
電 力	五五八	周波数、変換、送配、電線および自家発電工事
石炭利用	七六〇	製塩、煉炭等の石炭利用拡大のため
維持	二、二八三	現状の出炭を維持するための各種工事
合 計	一〇、七七六	

3、石炭鉱業整備事業団の買収により減少すべき石炭の生産数量 四〇〇千トン

第三、石炭鉱業整備事業団の石炭買上申込状況

石炭鉱業整備事業団が買収する採掘権及鉱業施設の売渡申込については昭和三十一年二月十三日現在 福岡県 十六件

長崎県 一件
計 十七件

で県別の昭和二十九年年度間出炭量及申込前の一カ月の実働労働者は次の通りである。

県別	件数	29年度年	月の実働労働者
福岡	16	一、五三	一、五八六
長崎	1	一、五二	五八
計	17	一、五三	一、六四四

尚事業団における作業進捗状況をみると次の通りである。

(1) 本部の審査の結果不適と認められたもの 1件

(2) 本部の審査で適格と認め評価の段階に入ったもの(但し目下評価に要する書類提出を督促中) 4件

(3) 本部において審査中のもの 3件

(4) 支部において審査中のもの 6件

(5) 申込書類の不整のため督促中のもの 3件

以上の如き状況であって、昭和三十一年度全国合計四十万トンの出炭量を有する炭鉱買上予定の中九州分計十七万トンの出炭量の有する炭鉱の買上申込は略順調であると当局は見ているが、唯その中一番提出が早かったのは昨年十二月十五日であつて、未だ買上終了が一件も無いではないかと云う点に付いては公平な価格で買上げるよう公平な取扱をしなければならぬので必然的な審査に必要な資料が複雑ならざるを得ない結果その真正な資料が提出されて居らずその提出を督促すること等により遅れるものも相当あり、その買上基準に基いての具体的な適正資料としての書類が具備して之等によつて信憑力を得て公平な価格で買上を終了したいと考えて鋭意努力していると云つては、其の期間が遅延することに、従業員の生活問題、離職(手当)等や失業(保険)等の問題を惹起するから彼此考慮して少くとも原則として申込後一カ月以内に買上を終了しなければならぬ点を指摘して其の促進方を注意して来た次第であります。

盗掘問題については、特に昭和三十年九月以降田川地区に相当数あり安い賃銀で婦女子をも使用し、漸次悪質集团的に行われる傾向にあり、之には悪質なボスが介在して多額の金を儲けて居り、屋間は見張をつけて、その取締を免れるものが多く、従つて検事指揮の下に夜襲を敢行している昨年十二月五日の如きは四十名の動員で三十名を逮捕したのであるが、築豊地区等にも相当あるやに思われるので之が取締に努力しているとのことであります。

右の盗掘に関しては、盗掘中の婦女子が二名も死亡した事件を惹起している事例もあり、之等の点については今後相当の取締りの強化の外に保安上留意すべき点が残って居るのであります。

又鉱害問題が最近頻発しているが、保安検査について置いたところ局側からは毎月之を行ふことになっているとの答があつたのであります。昭和三十年八月以降五カ月間も何等保安上の検査をしていないので発生したものと思はれるから監督上の注意を要しておいたのであります。

第四、坑口の開設状況

当局管内で法第五四条の規定による坑口開設の許可申請が提出された件数は一月二十日迄で十二件で、その大部分が一カ月前後に申請された。一月二十日迄に当局に申請された前記の十二件の坑口は共に通気の改善、確保、自然発火の防止等保安の確保を目的としたもの十一件、運搬距離の短縮、通気、排水の合理化を目的としたもの一件で、いづれ

も既存の石炭坑における石炭の生産条件を著るしく改善することとなるものである。この十二件については、当局において慎重審査の上去年一月三十一日福岡通商産業局に福岡地方坑口開設専門分科会各委員募集の上附議し、全案件承認があつたので目下当分科会より合理化部会へ上申中であるので二月中には合理化部会審議会の審査を経て許可不許可が決定されるものと考えられる。

なお一月二十日以降は正式に許可申請書が提出されていないが、六、七件が申請されるものと思われるので、二月末日又は三月上旬に第三回福岡地方坑口開設専門分科会を開き附議する予定である。

第五、合理化工事の進捗状況(九州地区)

1、立坑開きく工事

立坑開きく計画は全国六十八本のうち九州地区は二十本であるがその進捗状況は次の通りである。

所要資金 (百万円)	工事本数	完成
三九年度まで	五、五九	二、二二
三〇年度	一、五三	一、一〇
三一年度	一、五五	一、〇四
三二年度	一、五五	一、〇四
三三年度	一、五五	一、〇四
三四年度	一、五五	一、〇四
三五年度	一、五五	一、〇四
計	一、六六	一、一〇

2、炭鉱機械化工事

炭鉱機械化の推移を見ると中小炭鉱の機械化は著しく遅れている。中小炭鉱の機械化推進のための施策が必要と思われる。

最後に石炭鉱業については昭和二十九年、三十年は苦難時代であつて、之を電力料金未払状況から見ても昭和二十九年六月には一億七千万円の未払があり、三十年六月には二億五千五百九十万円、同十二月七日には一億五千二百四十万円の未払があつた。

本年度は前年度の二二一九万噸に對し二二五〇万噸の出炭が予定され、外国炭の船賃が上つて国内炭に有利になつて電力用炭が動き、鉱工業部門活潑で荷捌増があつたので少くとも前上の未払がふえないと予想してゐると云う話があつたのであります。

午後一時からは、福岡県労働組合総評会副議長勝野登君、日本炭鉱労働組合九州地方本部執行委員長丸岡吉夫君、沢田正君、秋田正雄君が出席されたのでありますが、労組代表の意見を聴取するに當つて委員長から、

- (1) 石炭についてはその生産数量能率が直接どうなるやによつて之により(解雇)、失業問題に関係し、
- (2) 又炭価如何の問題によつて、解雇が行われぬか否やに関係し、
- (3) 又買上問題の如何によつては失業問題につながる不安が大いにあり、且労働意欲に大きな影響があるから忌憚のない意見を述べて貰いたい旨の挨拶を行つた後労組代表からは意見及質疑並要望があり、之に對し局側からは夫々応答があつたのであります。

先づ労組の代表からは、全炭鉱中未払賃銀を有する炭鉱は出炭が悪く、機械化すれば出炭出来るのであるから出来る丈組合の方から機械化するように働きかけて居るのが通常である。

大きな問題点は、買収の期間が永いと云う点である。六十八種の書類が必要であつて提出後調査回が来て、価格の評価等について審査に時間がかかり価格の折合がつかないで買上が遅れると従業員はその日その日の生活にも困つて来る。未払賃銀も払つて貰えず電氣も消され坑道の維持も出来ない。ザリザリで参るから成可く早く買上をして貰いたいことを要望する。予告手当、離職金一カ月分も貰えない。それで解雇されて失業保険にたがらうとする者が出て来る。

此の失業問題をどうしてくれるのか、本法案の公聴会の席上、救済は政府がやると言明していたが不十分であるから特に失業対策事業をやつて貰いたいとの要望があつたのであります。

此の外に大手筋炭鉱でも合理化により二万何千人かを減らすと聞いているが、五カ年計画は各炭坑から出されてゐるのかとの質疑があつたが、之に對しては三十一年度の合理化計画は出して貰つてゐる。と云うのでありまして之に對しては、三十一年度の丈でやれるかとの問に對しては各炭鉱間の精密な積上作業は間に合なかつたが、今後出来ればそれによつて修正することも有り得るものとありました。又堅抗掘る場合は長期計画でなければならぬ

と思うが何時迄とのかとの問に對しては成るべく早くとの答えが本省の石炭課長からなされました。

又労組が諒解しないものは買上げないと云うのが法の趣旨ではないか。申請された時に諒解しているかどうか、現在は最初買上申請の承認も得ないで申請され買上契約が決つてから労組に云つて来ても既にその時は不承認出来ない処に追い込んでゐるのではないか、買上申請を組合側も知らんで居つて急に買上げますと云われても困る。此の点については、申請に組合の幹部の諒解を得た書類でも添附してあるかを吟味して受付けが行われて然るべきではないか。との意見に對しては事業団としては、労組の諒解があつたかどうかを聞くようにしてゐるとの答に對しては、調査の際等においては幹部等に聞く丈では足りず労組関係者に直接に會つて諒解を得るようにして貰いたいとの要望があつたのであります。

又離職金の支払は、売買契約成立の日には在職を要件とするが現実問題としては申込と契約成立の日との期間に余り永いから申込の日に溯つて支払つて貰えないかとの要望があり、之が不可能ならば成可く早く、少くとも申請後一カ月以内に買上げ契約が成立するようにとの要望があつたのであります。

午後二時半からは石炭会館において、派遣委員と日本石炭協会九州支部代表、北九州石炭鉱業会代表、西九州石炭鉱業会代表、市町村代表との懇談會が、通産省炭政課長、福岡通産局長、総務部長、石炭部長、炭

政課長の列席の下に行われたのであります。業会その他の出席者は次の通りであります。

◎日本石炭協会九州支部代表
大正鉱業社長 伊藤 八郎
三井鉱山福岡事務所長 岩田 敏也

三菱鉱業九州事務所長 大平 義光
貝島炭礦専務 本松 輝雄
日本炭礦常務 小島 良利

◎北九州石炭鉱業会代表
北九州石炭社長 藤江 正泰
西日本炭業社長 野見山謙二
金丸炭業社長 金丸熊太郎

加茂炭礦社長 加茂 泰吉
大栄炭業社長 大野 一臣
真岡炭礦社長 岡崎 林平

早良炭礦取締役 中山 正記
◎西九州石炭鉱業会代表
西九州石炭鉱業会会長 石川 鉄弥
野上炭業会長 野上辰之助

新屋敷炭礦常務 高月 虎一
日笠炭業福岡事務所長 堤 武雄
中興炭業取締役総務部長 佐藤 謙吾

市町村代表からは、合理化法に對しては反対でないと思ふ表示をして居つたのであるが、その内容が明確を欠くと云うことで修正を要望してゐたのであるが、その点が明らかになつていない、と云うのは、買上炭の損害賠償の件である。即ち未売の鉱害賠償制度の確立してないことに不安を持つてゐるのである。買上後は事業団が全責任を持つてもら

石炭業者中には公租、公課が延納してゐる事実があり、之は市町村財政に大いに影響を及ぼしてゐることは迷惑であるから此の点履行されるようにして貰いたい。

次に買上げにより生ずる従業員失業問題であるが之は一般の失業者と區別して対策を講ずることを要望する。

そうでないといふ、右の失業者が市町村に流れ込んで財政の破綻を来す不安が生ずるからである。との意見が述べられ、業界代表からは、合理化法の適正なる施行を期待しているが之と併行して総合燃料対策、労務対策、資金政策について、万全を期して貰いたいとの意見が述べられた後北九州石炭、鉱業会及西九州石炭鉱業会からは合理化法施行法に関する次の如き要望があつたのであります。

一、事業団の業務処理について
業務処理の迅速化を要望する。
即ち買収申込書受理より一カ月以内に契約締結を目標として迅速に処理すること。

(理由) 労働者に支払う離職金は法の定めるところにより当該労働者が買収の前日三月以上引続き業務に従事したことと条件である關係上このため雇傭關係の持続に伴う賃金負担又は借入金金の利子負担等を軽減したい。

二、買収価額の引上げ、現在の目論見である年産出炭應当り買収価額二三五〇円は低きに過ぎる。少くとも三五〇〇円以上に引上げられたい。之によつて生ずる財源の不足は政府資金を以て充てること。

三、事業団が買収する採掘権の基準
事業団が買収し得る採掘権の基準は実情に応じて改められたい。

(理由) 合理化基本計画に定める地区目標の六〇%以下では之に該当する炭鉱の多くは既に廃止したものである。この基準により三〇〇万噸の買収目的は達せられ難い。

四、租税問題 買収申込にかかる租税権炭礦がその炭業権者から分離独立するためには炭区面積について炭業法の制限規定(現行一五ヘクタール以上)を排除すること、即ち(1)合理化法の特例規定を追加するか。(2)炭業法の当該規定を改正するか。

五、債務処理委員会設置促進の事(理由) 買収代金による債務弁済は当事者だけでは処理が困難である。

六、納付金について 既に事業を休止した採掘権者又は租税権者については前年中に出炭実績ある場合と雖も普通納付金の納付義務を免除すること。

七、炭区税について 坑口開設の許可を拒否された採掘炭区に対する炭区税は免除すること。

(註) 合理化法により現行は炭区税率の二分の一

八、合理化法実施の前提条件として次の措置を要する。

(1)石炭需給の安定 右に関連して北松強粘結炭の長期需給計画の樹立と選別炭に対する措置。

(2)合理化資金の確保 合理化資金は公正なる配分を必要とする就中小炭礦合理化の為その一例

として中小企業金融公庫の貸出枠を引上げることが要する。

(3)旧債の特例処理と金利の軽減税制の改正

(4)労働対策
尚或業者からは、某炭鉱の買上によつて其隣炭鉱に水が流れてその排水設備に多額の金を要するから買上げて貰えないかとの要望があつたのであります。

福岡県久留米耕調整組合事務所においては、同耕組合代表者及綿スフ関係業者の代表者が集合して懇談会が開かれたのであります。久留米耕組合代表者からは福岡県久留米耕調整組合は昭和二十八年十二月発足したもので構成員は久留米耕協同組合員で、組合員は現在三二名で休業中のものが一〇名あり、その四割迄が機械十台以下である。

戦前の最高生産数量は昭和三年の二百三十四万反に達したが、昭和二十九年はその二分の一にも達しない。百万反不況にあえいでいる状況であります。伊豫、備後ものに圧せられて窮地に陥り五割以上の操短を行つて来たのであり、目下打開策に努力中である。

現況は次の通りである。

(一)組合員数 三二二名

休業中のもの 一一〇名

(二)地区 久留米市、築後市、八女市、大川市、八女郡、三潁郡、三井郡、浮羽郡

(三)代表理事 平田元平

(四)事業 品質向上に必要な諸施設並に販路の拡充

(五)設備 力織機 九一七台

足踏手織機五、七四八台

綿スフ織物については、福岡県綿スフ織調整組合の代表者から、昭和二十六年三月頃迄好況を持続し、最高広幅織機二七〇〇台、小幅一八〇〇台、計四五〇〇台で操業していたが、その後不況となり、倒産したものがあつて、現在は広幅織機一六〇〇台、小幅織機一二〇〇台で操業し、従業員は三分の一に減じて現在約三五〇〇人で操業を続けている。不況のため、広幅織機一台に付一万円、小幅織機一台に付五〇〇〇円の融資をお願いしたこともあつたが実現しなかつた状況でもあり、炭鉱の場合と同様に過剰設備の買上を出来る丈早く実現して貰つて、工員を短い時間の操業でつないで斯業を続けるのが願ひであるといつていた。

買上価格の問題については、織機により型式付属設備製造メーカー、製造年度、耐用年数等により格差があるので之等により適正に算定することを希望し、実際の買上に當つては、耐用年数の古いものは買上価格も安い訳であるから初年度は予算も減額されたさうであるからその古いものの中から買上をして貰いたいとの意向を洩らしたのであります。

又三潁織物工業協同組合の関係者の話によると、買上になつたからと云つて頭在失業者があつたことにはならない。何となれば遊休織機が多く、六割操業でその遊んでいる機械を一割位買上にならないからと云つて従業員に影響はないと云うのであります。当組合の現在生産量の六割は九州、四割は其の他に供給して居るが、今後は九割の機械で農村、漁

村のみならず都会に販路を開拓して残存織機をフルに稼働出来ることになる方が好ましいと云つていたのであります。

最後に、ブリヂストンタイヤKK久留米工場の視察について申し上げますと同工場は東洋最大のタイヤ工場でありまして終戦後は速早く機械設備の根本的な近代化に着手したが、年を逐つて名実共に充実し、之に加えて一九五〇年社長一行のアメリカ視察と一九五一年のグッドイヤー社との技術提携協約の成立によつてその進展に更に一層の拍車を加えたのであります。あらましの規模を述べますと、当工場においては、自動車タイヤ、チューブ、自転車タイヤ、チューブ、ベルト、ホース、工業用品、ゴルフボール等を製造して居る単に数量計りでなくその能率も著しい進歩を遂げているのであります。

即、設備改善の重点が全自動化に置かれて居りまして品質の均一性、低コストによる合理的な製品を完成せんとしているものであります。大量生産方式の確立特に合成ゴム、強力人絹処理機械の整備は来るべき飛躍を大に期待されて居るものであります。

米国側は最初資本参加を主張せるも当社は技術参加を主張して下らず遂に当社の意圖を入れてくれたのであつて、米人二名が常駐して居る。然かも日本の土地に適したタイヤを製造することを旨として居り、当社は月産八〇〇万屯、全国生産量中の三五%を占めて新車の生産量一台につき五、六本を基準として生産している。生産会社の数が少いからマー

ケット、レザーが出来る。即、無謀な生産量を造らず自給生産をして需給のバランスをとり先きの見えない経営を極力避けているから比較的安定している。

昨年一三〇億円の生産額であつたが、今年は一五〇億円の生産額に達する見込であり、その中八割がタイヤであり、自転車タイヤは一五(但し金額にして一割五分を占む)である。年間生産高二〇〇〇万屯中の二割をタイヤ、ビルマ、マレー、イラン中近東、東南アジア、南米に輸出しているが、之を三割に引上げるべく努力中である。

将来の問題として原料として天然ゴムよりは合成ゴムが価格が安くつき然かも石油化学の発達に伴ひ良質のものが生産されて供給されることを要望して居つたのであります。

以上

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 海外広告保険(第十一條―第十四條)」を「第五章 海外投資保険(第十一條―第十四條)」と改定する。

外貨投資保険(第十一條―第十四條) 海外投資保険(第十四條の二)第

十四条の五に改める。

第一条中「輸出貿易において」を「輸出貿易その他の対外取引において」、「輸出貿易の振興」を「輸出貿易その他の対外取引の健全な発達」に改める。

第一条の二第二項中「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を削り、同条第二項中「及び技術を提供するもの」を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「技術提供契約」とは、外国において技術の提供又はこれに伴う労務の提供をし、その対価の全部又は一部を本邦へ向けた支払により受領する契約であつて、政令で定める事項についての定があるものをいう。

6 この法律において「技術提供者」とは、技術提供契約の当事者であつて、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をするものをいう。

8 この法律において「海外投資」とは、外国法人の株式その他の持分の取得をいう。

第一条の三中「及び海外広告保険」を「海外広告保険及び海外投資保険」に改める。

第一条の七に次の一号を加える。

七 一会計年度内に引き受ける海外投資保険の保険金額の総額

第五条の二第二項中「輸出者が、輸出契約に基いて、政令で定める貨物を輸出し、又は政令で定める貨物の輸出に伴い技術を提供した場合において」を「輸出者が輸出契約に基

いて政令で定める貨物を輸出した場合に」に、「又は技術の対価」を「若しくは賃賃料」に改め、「（輸出貨物について生じた損失を除く。）」の下に「又は技術提供者が技術提供契約に基いて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に左の各号の一に該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失」を加える。

第五条の二第二項第三号及び第四号中「輸出契約」の下に「又は技術提供契約」を加え、同項第五号中「輸出契約」の下に「又は技術提供契約」を「輸出者」の下に「又は技術提供者」を加える。

第五条の三第一項中「又は技術」を「若しくは賃賃料又は技術提供契約に基く技術若しくは労務の提供」に改める。

第五条の四「輸出者」の下に「又は技術提供者」を、「代金」の下に「若しくは賃賃料」を加える。

第五条の五の見出し中「代金又は対価」を「代金等」に改め、同条中「輸出者」の下に「又は技術提供者」を加え、「又は技術」を「若しくは賃賃料又は当該技術提供契約に基く技術若しくは労務の提供」に改める。

第五条の六中「輸出者」の下に「又は技術提供者」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 海外投資保険

（保険契約）

第十四条の二 政府は、海外投資保険を引き受けることができる。

2 海外投資保険は、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる

海外投資を行つた者が左の各号の一に該当する事由により受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一 海外投資の目的たる株式その他の持分（以下「株式等」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと。

二 当該外国法人が戦争、革命又は内乱により損害を受けて解散した場合において、海外投資を行つた者が当該株式等を処分したこと又は清算が終了したこと。

三 当該外国法人が戦争、革命又は内乱により損害を受けて政令で定める期間以上の期間事業を休止した場合において、海外投資を行つた者がその事業の再開前に当該株式等を処分したこと。

（保険金）

第十四条の三 海外投資保険において政府がてん補すべき額は、前条第二項第一号の事由又は同項第二号若しくは第三号の損害が生じた事業年度（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の直前の事業年度の終に当該外国法人が解散したものとした場合において同項各号の事由に係る株式等（以下「事故株式等」という。）に係る残余財産の分配として受けるべき金額と当該事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の五十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事故株式等に対する配当として取得した金額と当該株式等に対する配当として取得すべき金額として保険契約で定められたのうち当該事由の発生するまでの期間及び当該事故株式等に対する部分の額とのいずれか多い金額

二 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額と損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

2 前項の規定により算定した政府がてん補すべき額は、その累計額が当該株式等の取得のための対価の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額をこえるときは、政府がてん補すべき額は、同項の規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由の発生前に当該株式等に対する配当として取得した金額と当該株式等に対する配当として取得すべき金額として保険契約で定められたのうち当該事由の発生するまでの期間に対応する部分の額とのいずれか多い金額

二 当該事由の発生前における当該株式等の喪失（前条第二項各号の事由に該当するものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

三 当該事由の発生前における前条第二項各号の事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

四 前項第二号及び第三号の金額（回収）

第十四条の四 保険金の支払を受けた者は、事故株式等の取得のための対価の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十四条の五 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第十四条の三第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額（支払を受けた保険金の額をこえるときは、その額）を政府に納付しなければならない。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二月二十二日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、百貨店法案

百貨店法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 百貨店業（第三条―第十

条）

第三章 百貨店審議会（第十一

条―第十六条）

第四章 雑則（第十七条―第十九

条）

第五章 罰則（第二十条―第二十

四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、百貨店業の事

業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「百貨店業」とは、物品販売業(物品加工修理業を含む)であつて、これを営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市の区域内において、三千平方メートル)以上のものを含むものをいう。

第二章 百貨店業

(営業の許可)

第三条 百貨店業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 店舗の所在地及び床面積

2 前項の申請書には、店舗の図面、店舗における営業の種類を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準等)

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、その百貨店業の事業活動が中

小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、第三条の規定による処分をしようとするときは、百貨店審議会の意見をきかなければならない。

3 百貨店審議会は、前項の場合において、その意見を定めようとするときは、その百貨店業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見をきかなければならない。

(店舗の新設等の許可)

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「百貨店業者」という)は、店舗を新設し、又はその床面積を増加しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(承継)

第七条 百貨店業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、百貨店業者の地位を承継する。

2 百貨店業者たる法人と百貨店業者たる他の法人との合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前項の認可を準用する。

(閉店時刻及び休業日)

第八条 百貨店業者は、毎日、政令で定める時刻以後は、その店舗に

おいて顧客に対し営業をしてはならない。ただし、その政令で定める時刻前から引き続き店舗内にいる顧客に対しては、この限りでない。

2 百貨店業者は、毎月、政令で定める日数は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならない。

(勧告)

第九条 通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為がその百貨店業の事業活動を通じて中小商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、中小商業の維持育成を図り、商業の健全な発達に寄与するため特に必要があると認めるときは、その百貨店業者に對し、その行為をしないように勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(許可の取消等)

第十条 通商産業大臣は、百貨店業者が第六条の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき、又は第八条の規定に違反したときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三章 百貨店審議会

(設置)

第十一条 通商産業省に、百貨店審議会を置く。

(権限)

第十二条 百貨店審議会(以下「審議会」という)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第十三条 審議会は、会長一人及び委員六人以内で組織する。

2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(任期)

第十四条 会長及び委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第十五条 会長及び委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、百貨店業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

(聴聞)

第十八条 通商産業大臣は、第十条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る百貨店業者に對し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る百貨店業者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第十九条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第二十条 次の各号の一に該当する者は六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の許可を受けずに百貨店業を営んだ者

二 第十条の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十一条 第六条第一項の許可を受けずに店舗を新設し、又はその床面積を増加した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第八条の規定に違反して営業をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に百貨店業を営んでいる者は、第三条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項に規定する書類を添附して、通

商産業大臣に提出しなければならない。

第三条 通商産業大臣は、この法律の施行の際現に百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築物を使用

して百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に第三条又は第六条第一項の許可の申請をしたときは、第五条第一項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に及ぼす影響及びこの法律の施行の際におけるその工事の施行の程度を考慮して許可するかどうかを決定しなければならない。

第四条 附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に

処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(通商産業省設置法の改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 百貨店業を許可すること。

三十一 削除

第九条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 百貨店業に関するこ

第二十五条第一項の表中「産業合理化審議会 産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。」を

産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
百貨店審議会	百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。